

# 国富町こども計画

(第3期国富町子ども・子育て支援事業計画)



令和7年3月  
宮崎県 国富町



## ごあいさつ

次代の社会を担うすべての子どもが健やかに成長し、子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現は、町民全体の願いです。

これまで本町では、平成27年3月に、子ども・子育て関連3法に基づく、「国富町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和2年度から令和6年度までを「第2期」として、「安心して子育てができる社会づくり」を基本理念に掲げ、継続的に子育て環境の充実を図るための取組を推進してまいりました。あわせて、本町のまちづくりの最上位計画である「第6次国富町総合計画」で、子育て支援を重点的に取り組むべき課題と位置づけて、結婚・出産・子育てに希望が持てる環境づくりのため、子育て支援に係る施策を重層的に推進してまいりました。

この度、子ども基本法（令和5年施行）第10条に基づく市町村子ども計画として、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「国富町子ども計画」（第3期国富町子ども・子育て支援計画）を策定いたしました。基本理念を「未来に向かって、すべての子ども・若者の笑顔あふれるまちづくり」と定め、結婚、妊娠・出産から子育てまで、ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図ることを目的としています。本町ではこの計画に基づき、すべての妊産婦・子育て世帯・子ども・若者への支援施策を更に総合的・計画的に推進し、今後も全力で取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にご尽力いただいた国富町子ども・子育て会議委員の皆さまをはじめ、子ども・子育て支援に関するニーズ調査など、様々なご意見をお寄せいただきました多くの皆さまに心より感謝を申し上げ、お礼といたします。

令和7年3月

国富町長 日高利夫



# 目次

## 第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画期間 .....	4
4 計画の対象.....	4
5 計画の策定方法 .....	4

## 第2章 こどもを取り巻く状況

1 国富町のこどもと子育てを取り巻く現状 .....	5
2 国富町子ども・子育て支援事業ニーズ調査結果(抜粋) .....	20
3 国富町子どもの生活状況調査結果(抜粋) .....	28
4 第2期 国富町子ども・子育て支援事業計画の評価.....	36

## 第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念 .....	41
2 基本方針 .....	42
3 施策の重点事項 .....	43
4 施策の体系.....	44

## 第4章 施策の展開

< I ライフステージを通じた施策 > .....	45
基本施策1 こども達の権利擁護・意見の反映 .....	45
基本施策2 こども達が安全で健やかに育つことができる環境づくり .....	45
基本施策3 困難な環境にあるこども達への支援 .....	48
< II ライフステージ別の施策 > .....	55
基本施策4 安心してこどもを産み育てることができる環境づくり .....	55
基本施策5 未来を担うこども達の育成(学童期・思春期) .....	59
基本施策6 若者の希望を叶えるまちづくり(青年期).....	62
< III 子育て当事者等への施策 > .....	63
基本施策7 子育て支援の充実 .....	63
基本施策8 共働き・共育ての支援 .....	66
基本施策9 こどもと子育てにやさしい社会づくり.....	68

**第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策、実施時期  
（「第3期国富町子ども・子育て支援事業計画」）**

1 教育・保育提供区域の設定 .....	70
2 人口の見込み.....	71
3 各年度における教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期 .....	72
4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、 実施時期.....	73
5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保 .....	79
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 .....	80

**第6章 計画の推進**

1 計画の進捗管理・評価方法 .....	81
2 関係機関との連携強化.....	81

**資料編**

1 国富町子ども・子育て会議設置要綱.....	82
2 国富町子ども・子育て会議委員名簿 .....	83

# 第1章 計画の概要

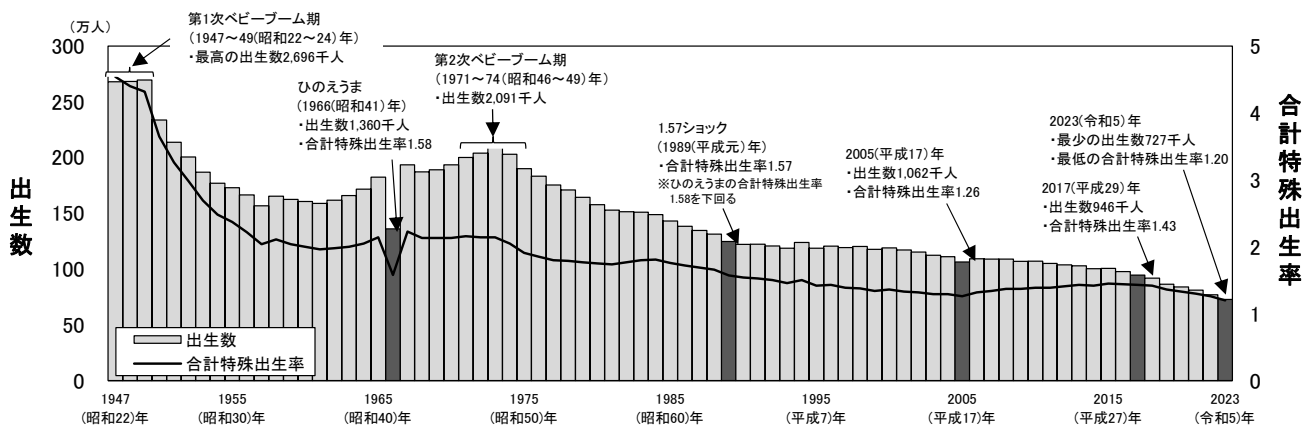
---

## 1 計画策定の背景と趣旨

我が国の年間の出生数は、第1次ベビーブーム期には約270万人、第2次ベビーブーム期には約200万人ありましたが、その後は減少傾向に転じ、2022(令和4)年は約77万人で、1899(明治32)年の統計開始以来、最低の出生数となりました。合計特殊出生率をみると、第1次ベビーブーム期には4.3を超えていましたが、2023(令和5)年には最低である1.20にまで落ち込んでいます。

急速な少子化の進行や核家族化は、地域の間関係の希薄化や、家庭や地域での子育て力の低下につながるといわれており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

出生数及び合計特殊出生率の年次推移



出所:令和6年版こども白書

こうした状況の中で、国のこども・子育て支援は、「次世代育成支援対策推進法」、「子ども・子育て支援法」をはじめとした各種法整備に基づき、これまで各施策・制度が進められてきました。また、少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困対策、児童虐待防止対策等こどもを取り巻く多様な環境・課題、社会の変化にあわせ、それぞれ個別の法整備が行われ各種計画の策定や取組が進められています。

### これまでの少子化対策等に関する主な法令・大綱等

- ①少子化社会対策基本法:2003(平成15)年9月1日施行  
→同法に基づき「少子化社会対策大綱」策定
- ②次世代育成支援対策推進法:2005(平成17)年4月1日施行  
→同法に基づき「市町村次世代育成支援行動計画」策定
- ③子ども・若者育成支援推進法:2010(平成22)年4月1日施行  
→同法に基づき「子供・若者育成支援大綱」策定→「市町村こども・若者計画」策定
- ④子どもの貧困対策の推進に関する法律:2010(平成22)年4月1日施行  
→同法に基づき「子供の貧困対策に関する大綱」策定→「市町村子どもの貧困対策計画」策定
- ⑤子ども・子育て支援法:2015(平成27)年4月1日施行  
→同法に基づき「市町村子ども・子育て支援事業計画」策定

本町は、このような国の動向を踏まえて、『安心して子育てができる社会づくり』を基本理念とする第1期[2015(平成27)年度～2019(令和元)年度]、第2期[2020(令和2)年度～2024(令和6)年度]の「国富町子ども・子育て支援事業計画」を策定して子育て環境の整備に取り組んできました。

このような中で国は、2023(令和5)年4月に「こども家庭庁」を発足、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進するために「こども基本法」を施行しました。同法に基づいて、2023(令和5)年12月に「こども大綱」が策定され、「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが示されました。

## こども大綱について

### <こども大綱が目指す社会>

#### **こどもまんなか社会**

～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会である。

### <こども大綱の概要>

- ・こども施策を総合的に推進するために、基本的な方針、重要事項を定めるもの。
- ・これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化。

### <こども計画の策定>

- ・国の大綱を勘案した市町村こども計画の作成が努力義務に。
- ・こども計画は、既存の各法令に基づく以下の市町村計画と一体のものとして作成することができる。

**子ども・若者計画** **子どもの貧困対策計画** **子ども・子育て支援事業計画**  
**次世代育成支援行動計画**

このように、こども基本法(第10条)及び国のこども大綱において、市町村こども計画の策定が努力義務となりました。

本町は、「第2期国富町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度に最終年度を迎えることから、こども大綱及び「宮崎県こども未来応援プラン」を勘案して、「国富町こども計画(「第3期国富町子ども・子育て支援事業計画」を含む)」(以下、「本計画」という。)を策定します。

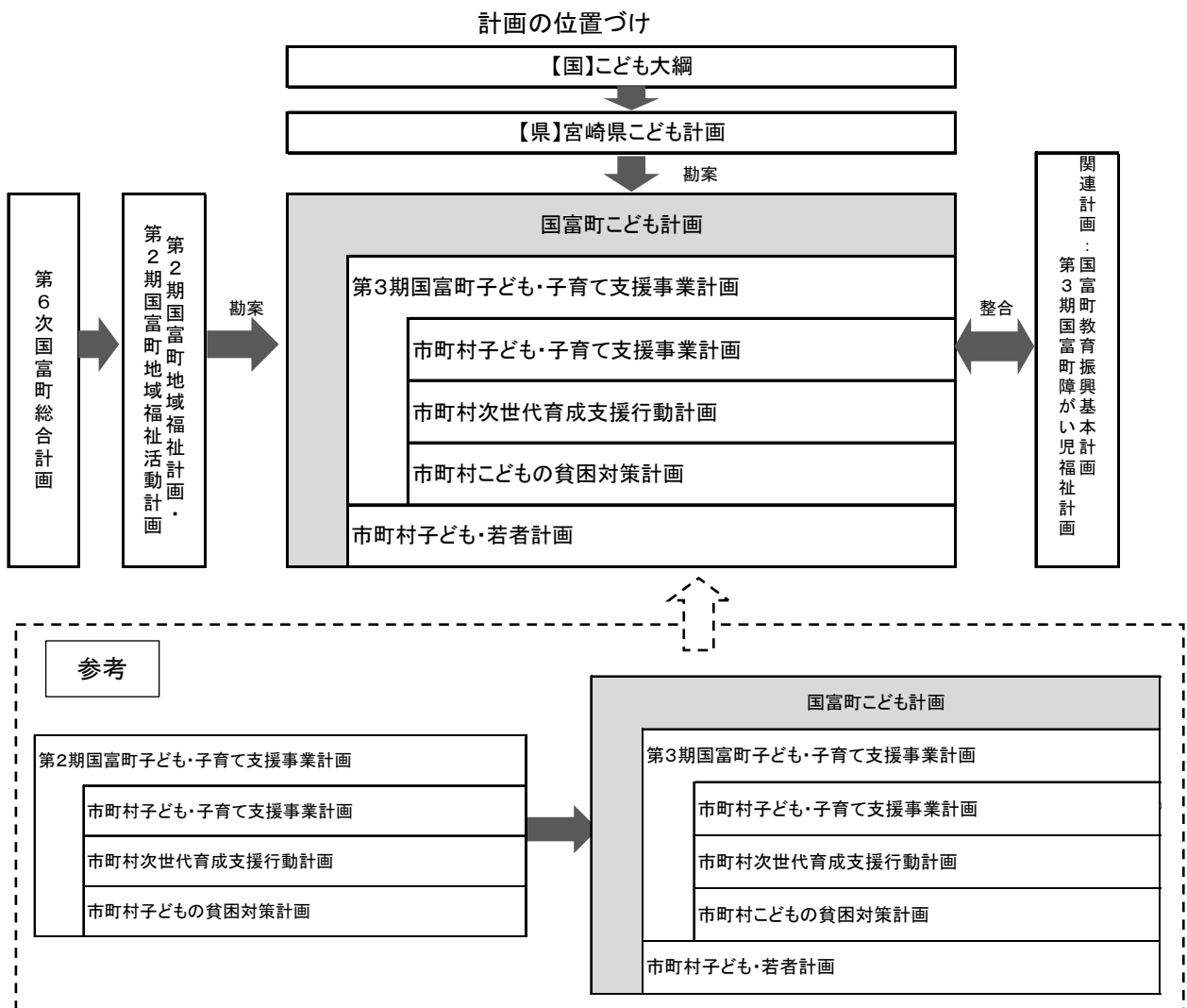
## 2 計画の位置づけ

本計画は、「こども基本法」第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として策定し、以下の計画と一体的のものとして策定します。なお、計画の策定にあたっては、国のこども大綱、「宮崎県こども未来応援プラン」を勘案します。

- ・子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ・次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村次世代育成支援行動計画」
- ・子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」
- ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村こどもの貧困対策計画」

また、本計画は、本町のまちづくりの最上位計画である「第6次国富町総合計画」や地域福祉推進の基本的な方向性を定める「第2期国富町地域福祉計画・第2期国富町地域福祉活動計画」の子ども・子育てに関する分野別計画であり、その他「第3期国富町障がい児福祉計画」などの関連計画と整合を図って策定します。

なお、本計画は「第2期国富町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念・基本目標を引き継ぐことから、「第3期国富町子ども・子育て支援事業計画」を包含します。



### 3 計画期間

本計画の期間は、2025(令和7)年度から2029(令和11)年度までの5か年を計画期間とします。

なお、本計画の進捗状況を踏まえ、計画期間の中間年度2027(令和9)年度において、計画の点検を行い、必要な見直しを行うものとします。

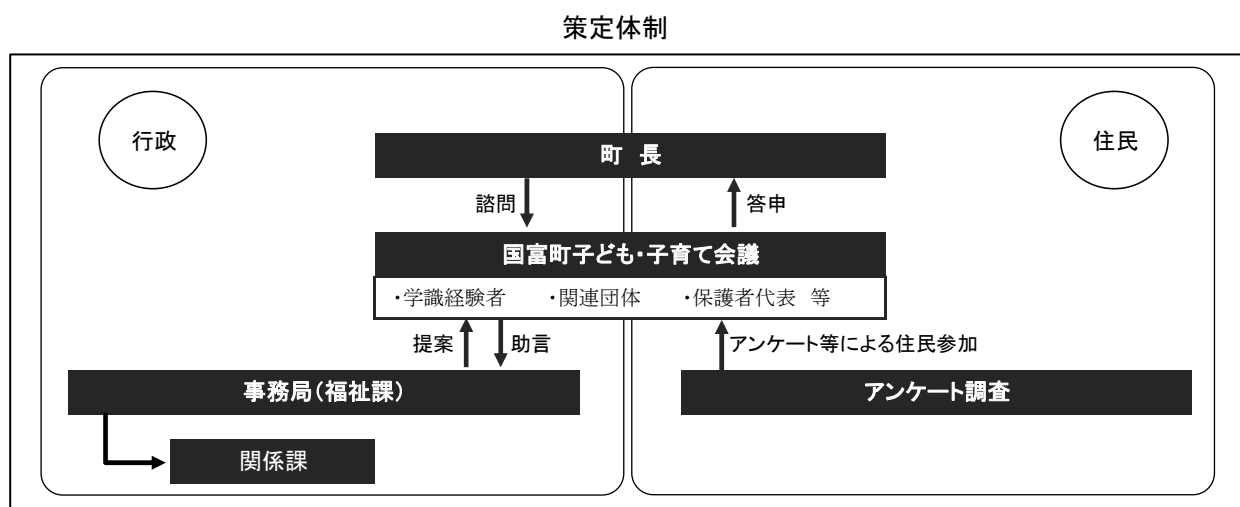
### 4 計画の対象

本計画における「こども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、18歳までの児童を指します。「若者」とは、おおむね15歳からおおむね30歳未満(施策によっては40歳未満)の者を指します。

### 5 計画の策定方法

#### (1) 策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者や教育・保育関係団体の代表者、住民等で組織する「国富町子ども・子育て会議」において審議を行います。



#### (2) アンケート調査の実施

本計画にこどもや子育て当事者の意見を反映させるために、町内に在住する就学前児童の保護者、小学生児童の保護者、小学5年生児童、中学2年生生徒、小学5年生児童及び中学2年生生徒の保護者を対象としてアンケート調査を実施しました。



## 第2章 こどもを取り巻く状況

---

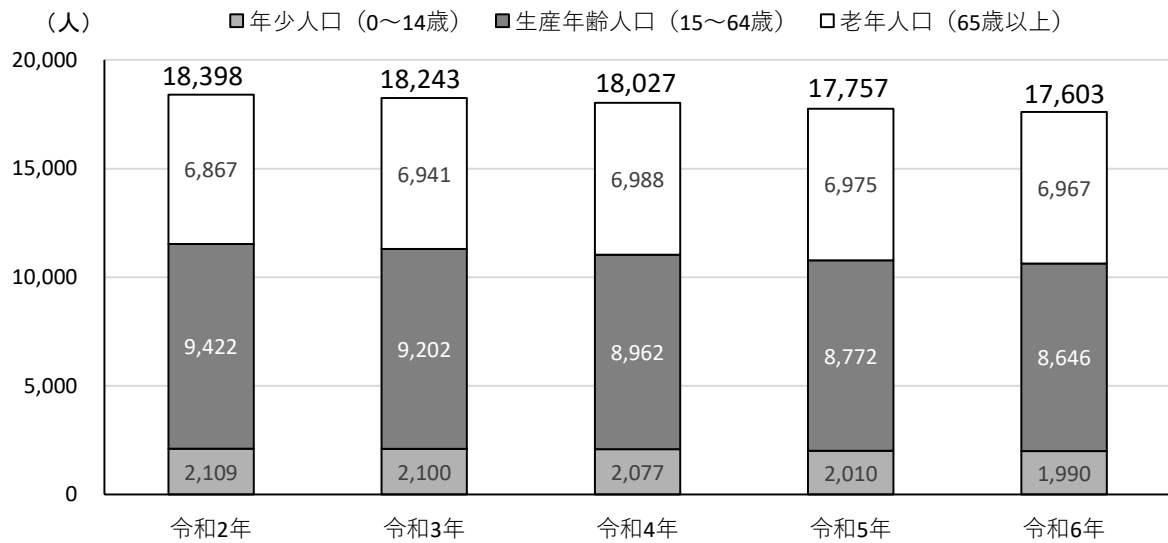
# 1 国富町の子どもと子育てを取り巻く現状

## (1) 総人口の推移

本町の総人口は令和2年の18,398人から令和6年には17,603人と795人減少しています。

総人口を年齢3区分別にみると、年少人口(0～14歳)は、令和2年の2,109人から令和6年には1,990人と119人減少、生産年齢人口(15～64歳)は、令和2年の9,422人から令和6年には8,646人と776人減少、老年人口(65歳以上)は、令和2年の6,867人から令和6年の6,967人と100人増加しています。

総人口の推移(国富町)

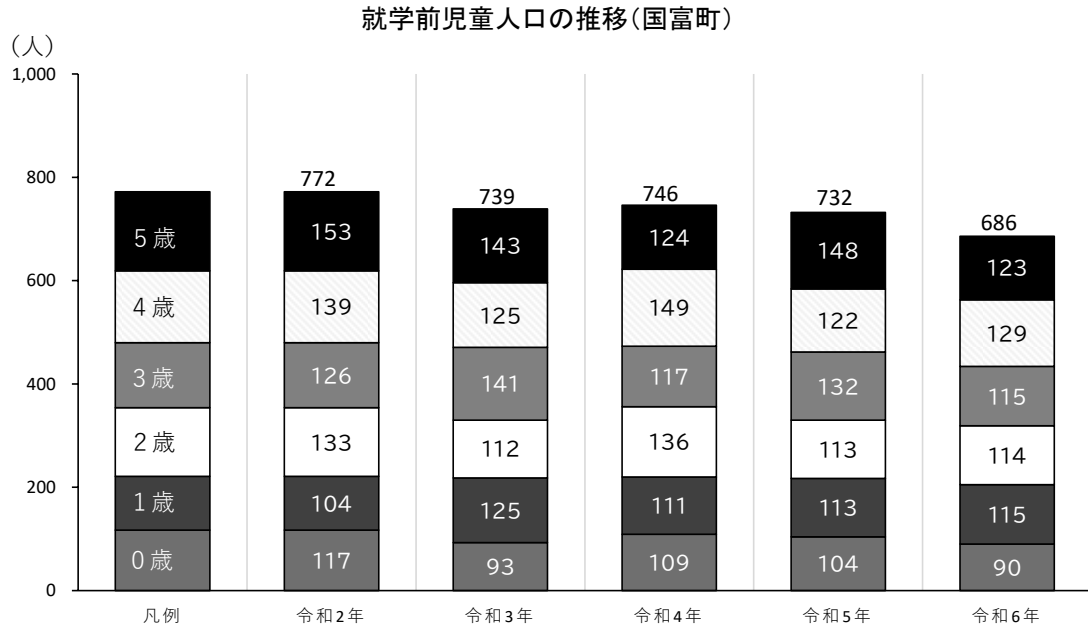


出所: 国勢調査・現住人口調査(10月1日現在)

## (2) 児童人口の推移

### ① 就学前児童人口(0～5歳)

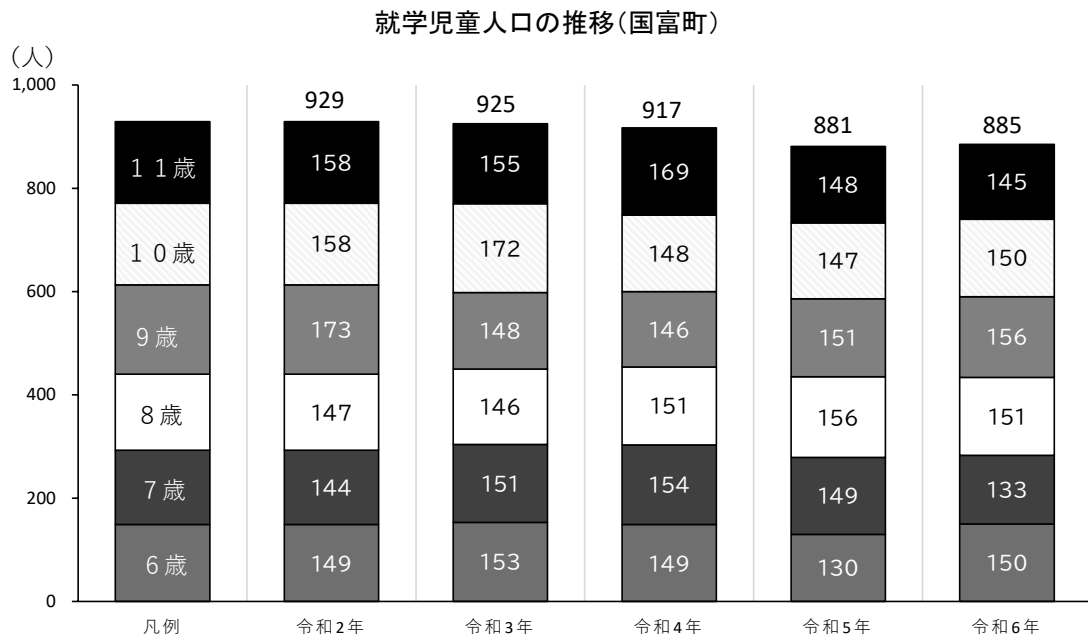
本町の就学前児童人口は、令和2年の772人から令和6年には686人と、86人減少しています。



出所: 国富町住民基本台帳(4月1日現在)

### ② 就学児童人口(6～11歳)

本町の就学児童人口は、令和2年の929人から令和6年には885人と、44人減少しています。



出所: 国富町住民基本台帳(4月1日現在)

### (3) 出生の動向

本町の出生数は、平成30年の96人から増加傾向にあり、令和4年には107人となっています。

また、出生率は平成30年の5.1から、令和4年には5.9に上昇していますが、国や県より低い水準で推移しています。

#### 出生数・出生率の推移

(国富町)

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
出生数(人)	96	107	105	98	107
出生率(人/人口千人)	5.1	5.7	5.7	5.4	5.9

(宮崎県)

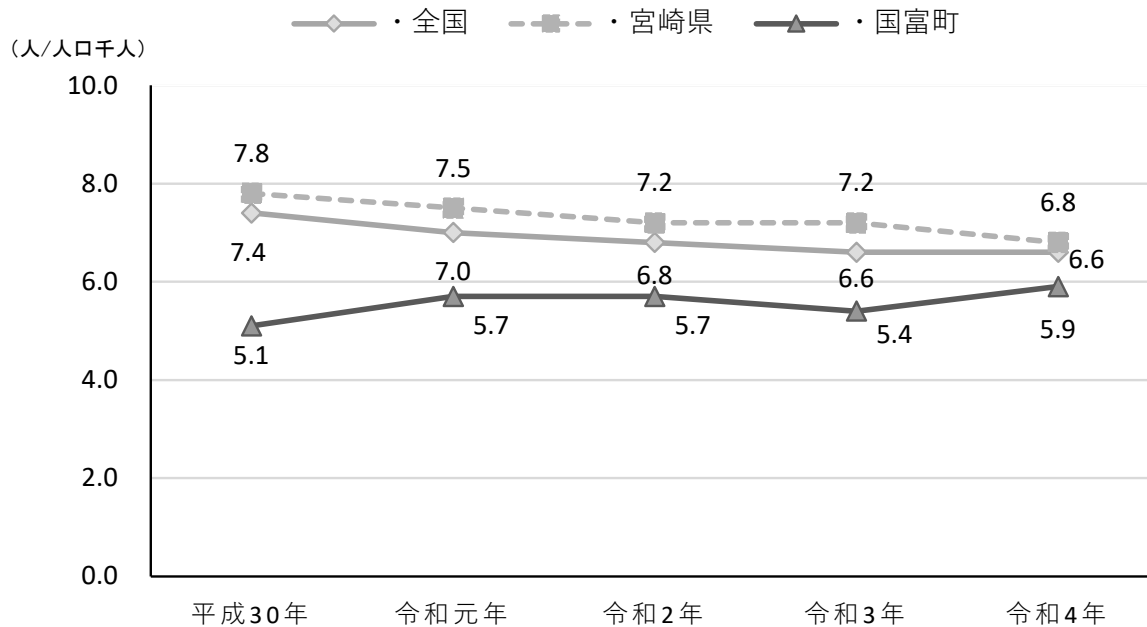
区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
出生数(人)	8,434	8,043	7,720	7,590	7,136
出生率(人/人口千人)	7.8	7.5	7.2	7.2	6.8

(全国)

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
出生数(人)	918,400	865,239	840,835	811,622	770,759
出生率(人/人口千人)	7.4	7.0	6.8	6.6	6.6

出所:宮崎県衛生統計年表

#### 出生率の推移



出所:宮崎県衛生統計年表

#### (4) 合計特殊出生率

平成30年～令和4年の本町の合計特殊出生率は1.57で、国より高く、県より低い水準となっています。県内では宮崎市に次いで低い水準となっています。

県内の合計特殊出生率(平成30年～令和4年)

	合計特殊出生率
宮崎市	1.54
都城市	1.74
延岡市	1.74
日南市	1.65
小林市	1.76
日向市	1.81
串間市	1.77
西都市	1.66
えびの市	1.71
三股町	1.84
高原町	1.60
国富町	1.57
綾町	1.78
高鍋町	1.70
新富町	1.69
西米良村	1.64
木城町	1.65
川南町	1.63
都農町	1.81
門川町	1.82
諸塚村	1.67
椎葉村	1.79
美郷町	1.69
高千穂町	1.66
日之影町	1.74
五ヶ瀬町	1.74
宮崎県	1.65
全国	1.33

出所:人口動態統計特殊報告

※合計特殊出生率は「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当する

(5) 母親の年齢階級別出生割合

本町の母親の年齢階級別出生割合の推移をみると、各年の出生数のうち、「25～29歳」と「30～34歳」の母親が出産する割合が高く、令和4年の「25～34歳」の割合は66.3%となっています。

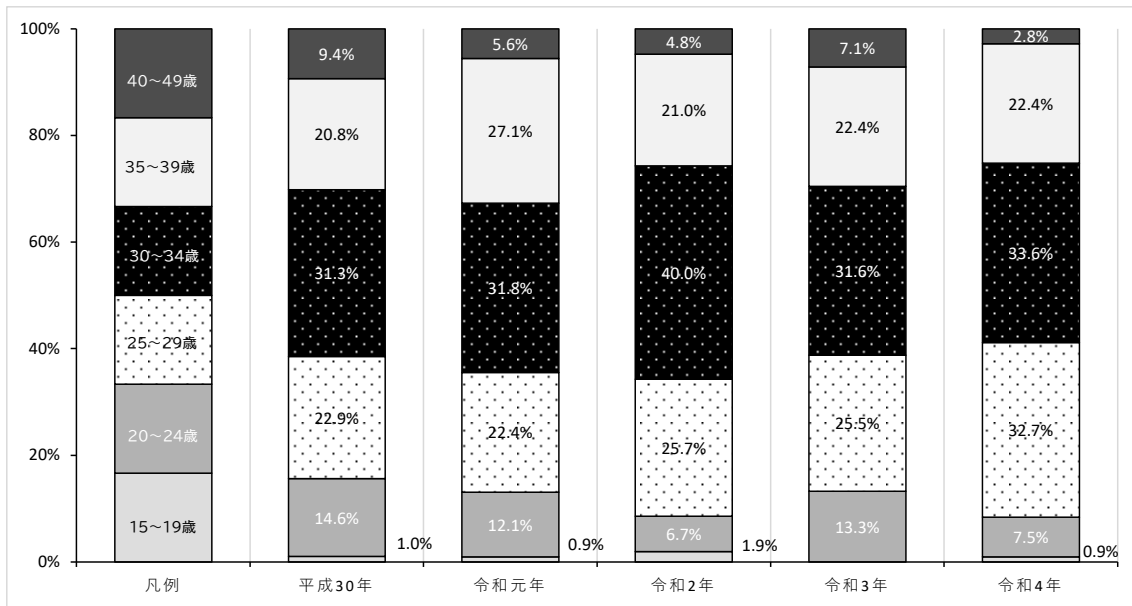
母親の年齢階級別出生数の推移(国富町)

(単位:人)

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
出生数(全体)	96	107	105	98	107
～14歳	0	0	0	0	0
15～19歳	1	1	2	0	1
20～24歳	14	13	7	13	8
25～29歳	22	24	27	25	35
30～34歳	30	34	42	31	36
35～39歳	20	29	22	22	24
40～44歳	9	6	5	7	3
45～49歳	0	0	0	0	0
不詳	0	0	0	0	0

出所:宮崎県衛生統計年報

母親の年齢階級別出生割合の推移(国富町)



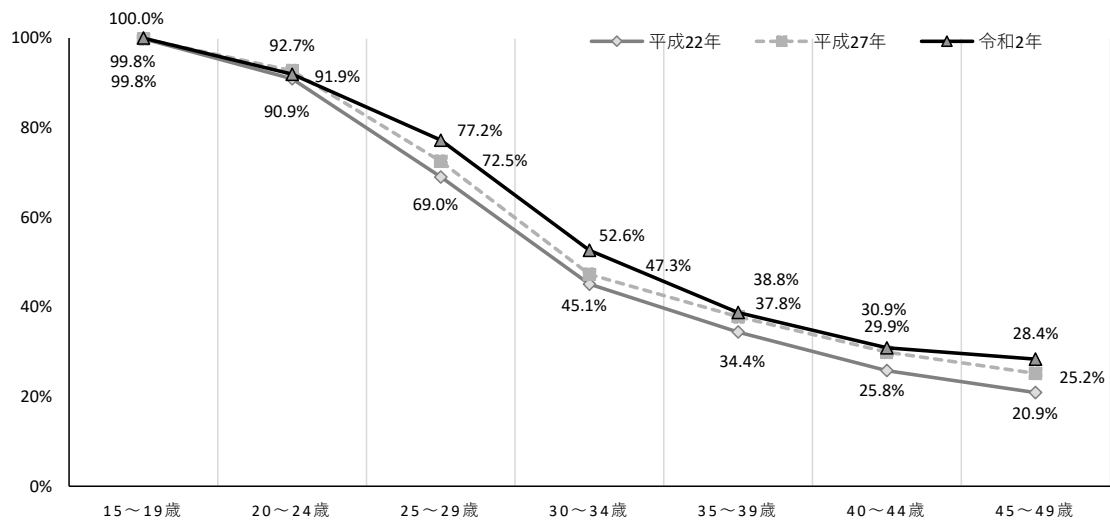
出所:宮崎県衛生統計年報

## (6)未婚率の状況

令和2年の本町の未婚率をみると、男性は「25～29歳」で77.2%、「30～34歳」で52.6%となっています。女性は「25～29歳」で63.0%、「30～34歳」で41.8%となっています。

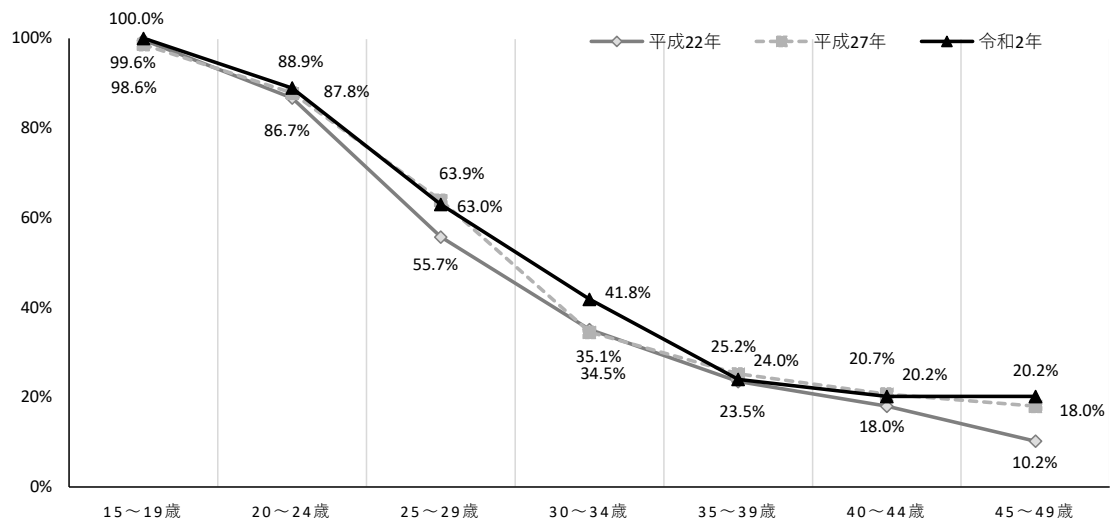
平成22年から令和2年を比較すると、男女ともほとんどの年代で上回って推移しています。

### 男性の未婚率の状況(国富町)



出所:国勢調査

### 女性の未婚率の状況(国富町)



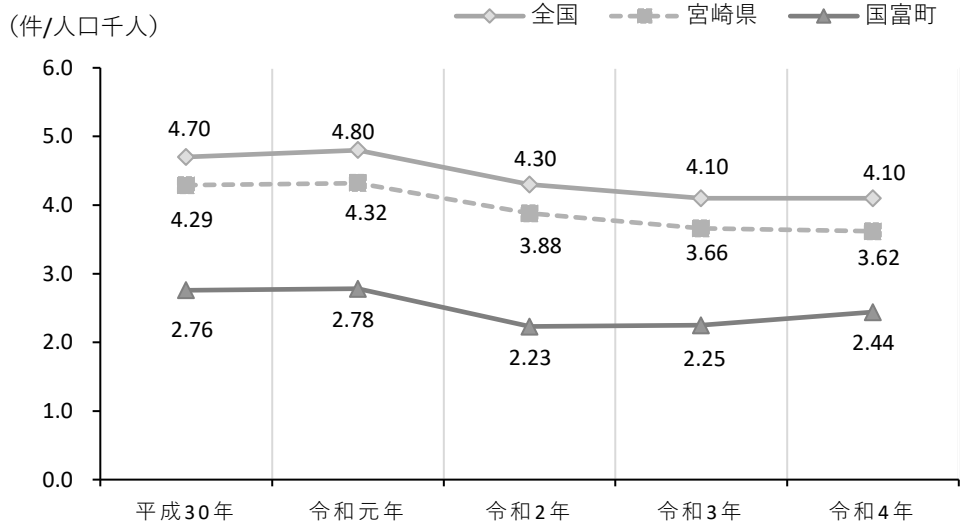
出所:国勢調査

### (7) 婚姻、離婚の動向

本町の婚姻率の推移をみると、平成30年の2.76から令和4年までは横ばいに推移し、令和4年には2.44となっています。国や県より低い水準での推移となっています。

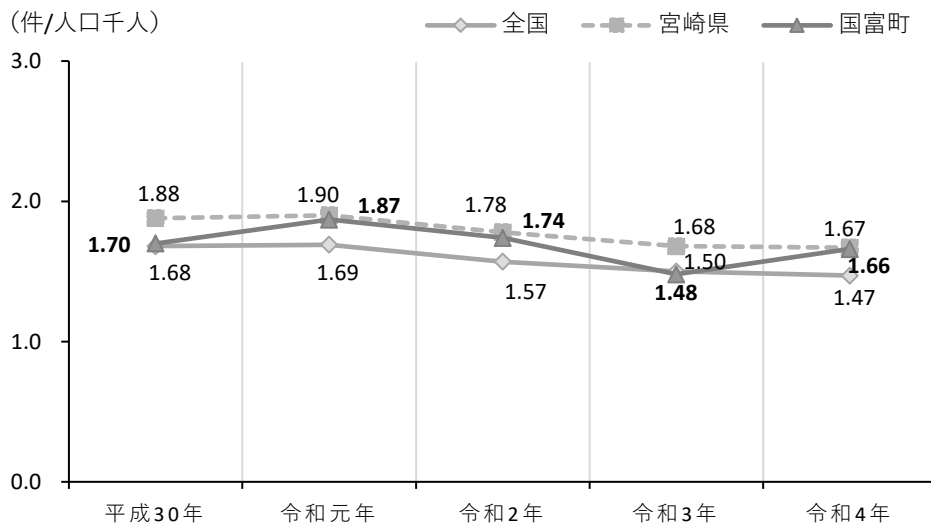
また、離婚率の推移をみると、平成30年の1.70から令和4年までは、ほぼ横ばいに推移し、令和4年には1.66となっています。調査年ごとに比較してみると、いずれも国と県の間となっています。

婚姻率の推移



出所: 宮崎県衛生統計年報

離婚率の推移

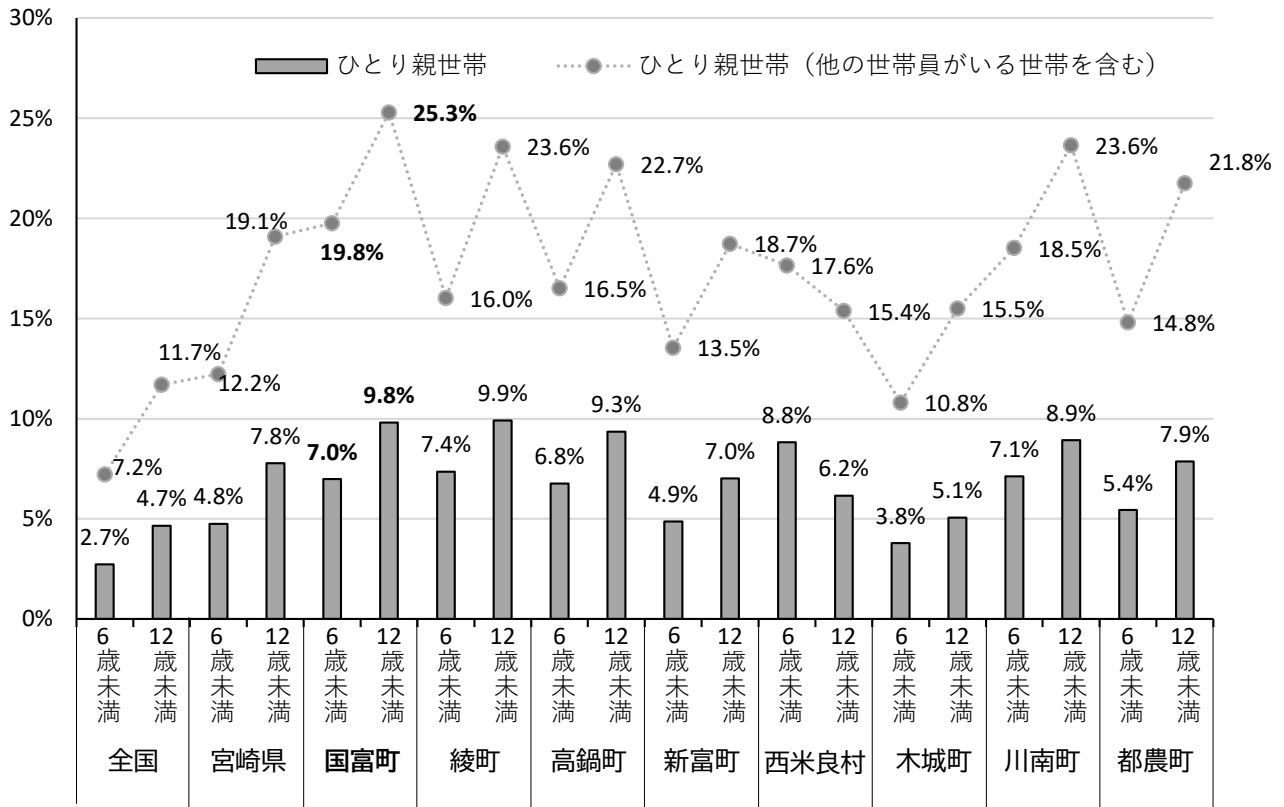


出所: 宮崎県衛生統計年報

### (8)ひとり親世帯の割合

本町における令和2年のひとり親世帯の割合は、6歳未満の世帯員がいる世帯では7.0%、12歳未満の世帯員がいる世帯では9.8%となっています。また、国や県と比較すると本町のひとり親世帯の割合は高くなっており、近隣町村(東諸県郡、児湯郡)と比較すると、綾町に次いで高い割合になっています。

6歳未満、12歳未満世帯員がいるひとり親世帯の割合(令和2年)



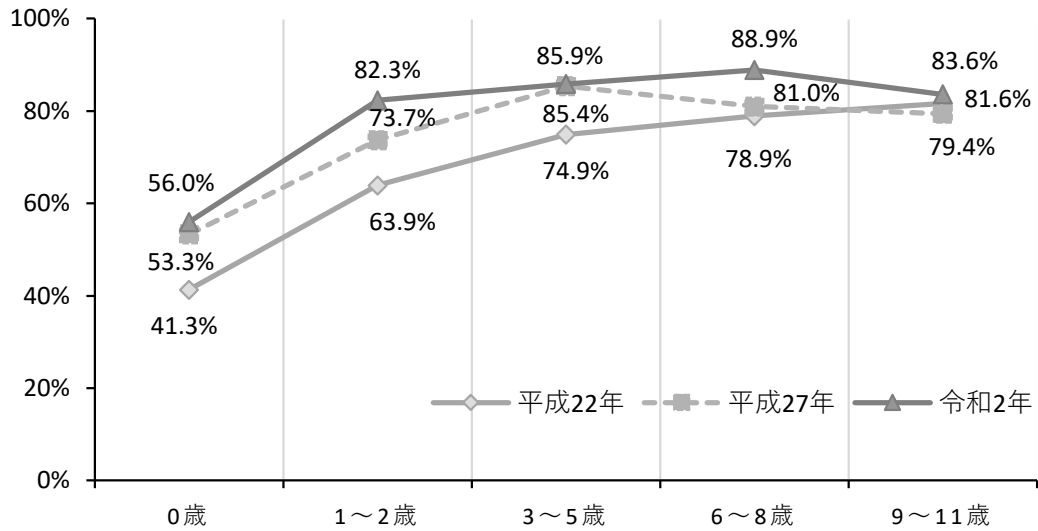
出所: 国勢調査

### (9) 共働き夫婦の割合

令和2年の本町の共働き夫婦の割合を末子の年齢別にみると、末子の年齢が上がるにつれ共働きの割合が高くなる傾向にあり、末子が1歳以上の夫婦の80%以上が共働きとなっています。

平成22年から令和2年の共働き夫婦の推移をみると、ほとんどの末子の年齢において、共働きの割合は高くなる傾向にあります。

末子の年齢別共稼ぎ夫婦の割合(国富町)



出所:国勢調査

(10)就労の状況

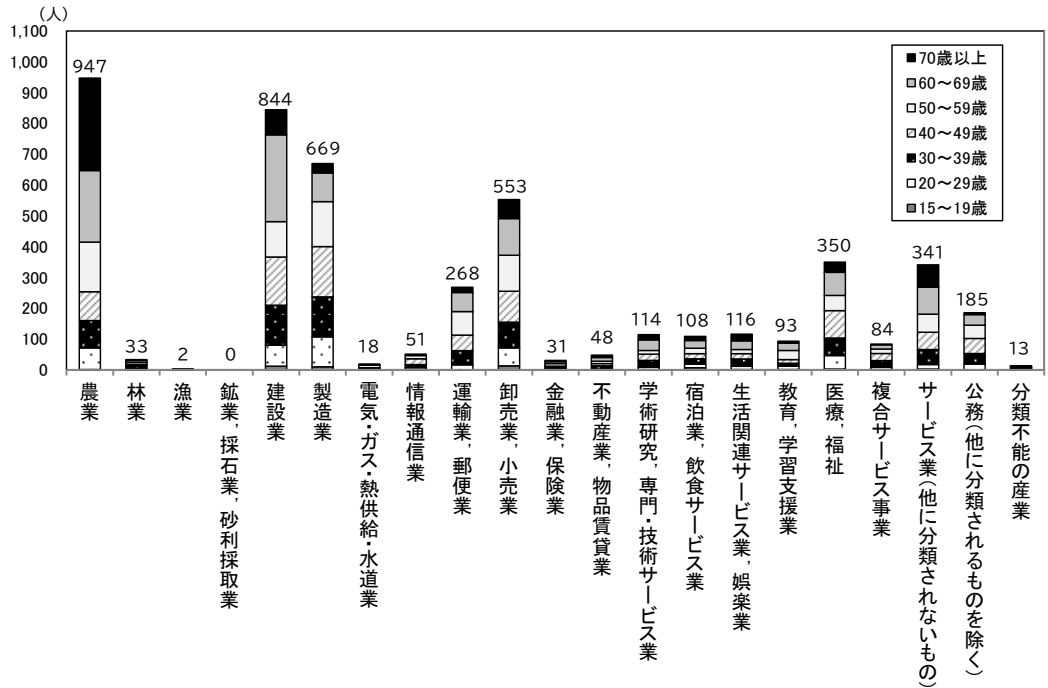
①就業の状況

本町の令和2年の就業者人口は、男性4,868人、女性4,521人となっています。

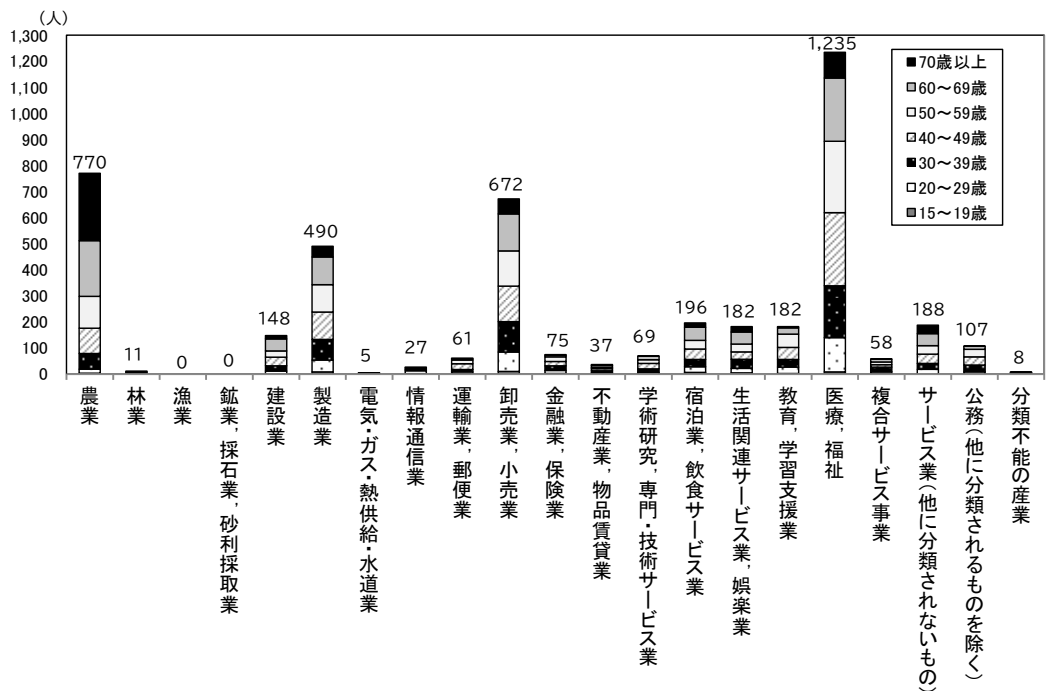
産業分類別男性就業者数をみると、男性は「農業」が947人と最も多く、次いで「建設業」の844人、女性は「医療、福祉」が1,235人と最も多く、次いで「農業」の770人となっています。

男女別就業者の産業分類別年齢構成(国富町 令和2年)

男性



女性



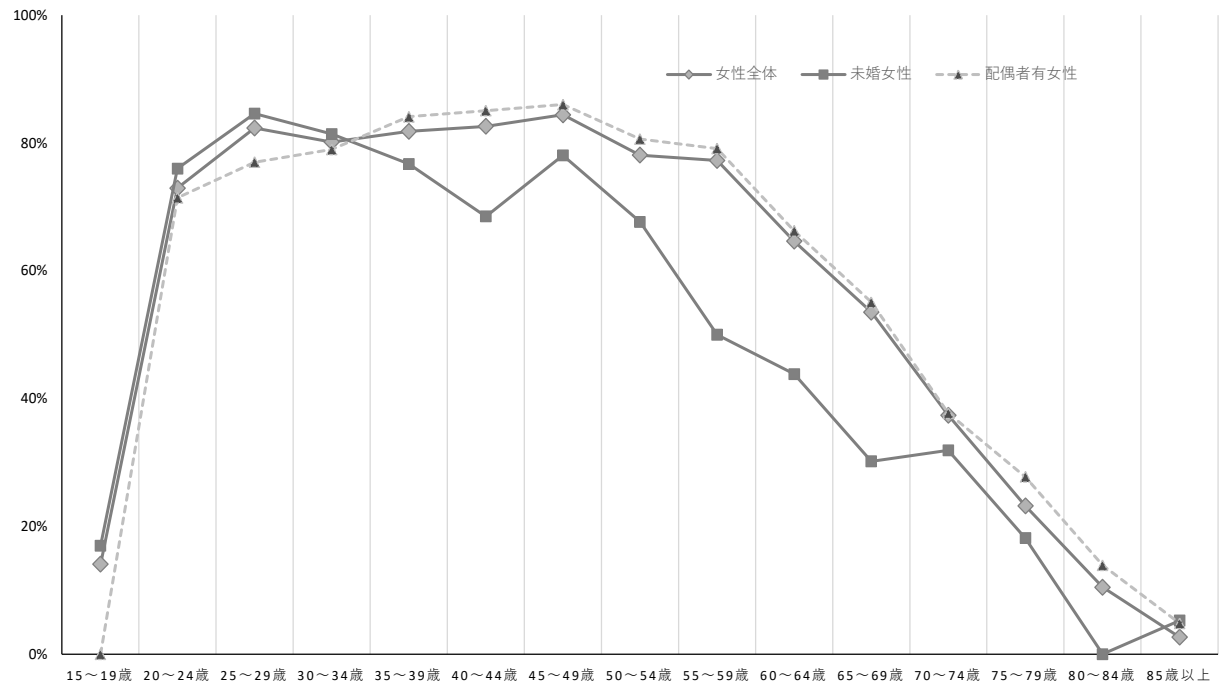
出所:国勢調査

## ②女性の労働力率

本町の女性の年齢階級別労働力率を婚姻の状況別にみると、20～34歳の年齢層で、「配偶者有女性」の労働力率は「未婚女性」の労働力率より低くなっています。

しかし、35歳以降の年齢層では、「配偶者有女性」が「未婚女性」を上回って推移しています。

女性の年齢階級別の労働力率(国富町 令和2年)

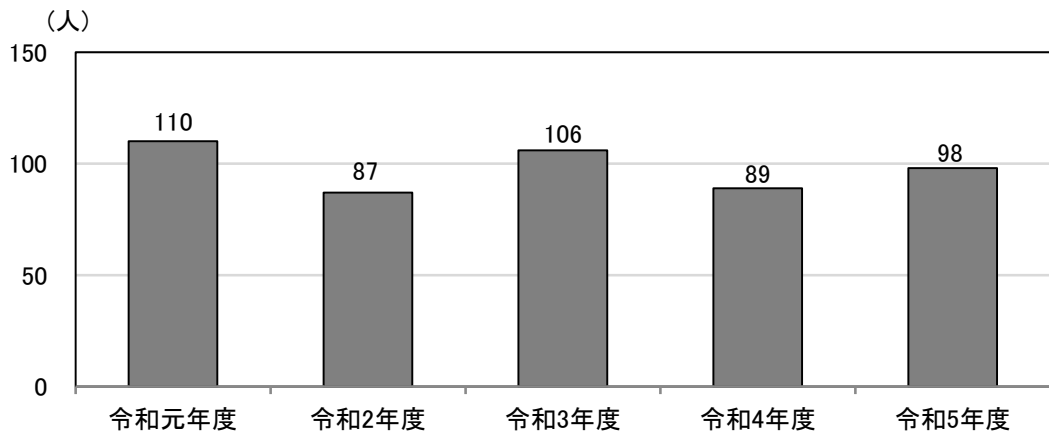


出所:国勢調査

(11) 母子保健に関する状況

① 妊娠届出数

本町における妊娠届出数は、100人前後で推移しています。

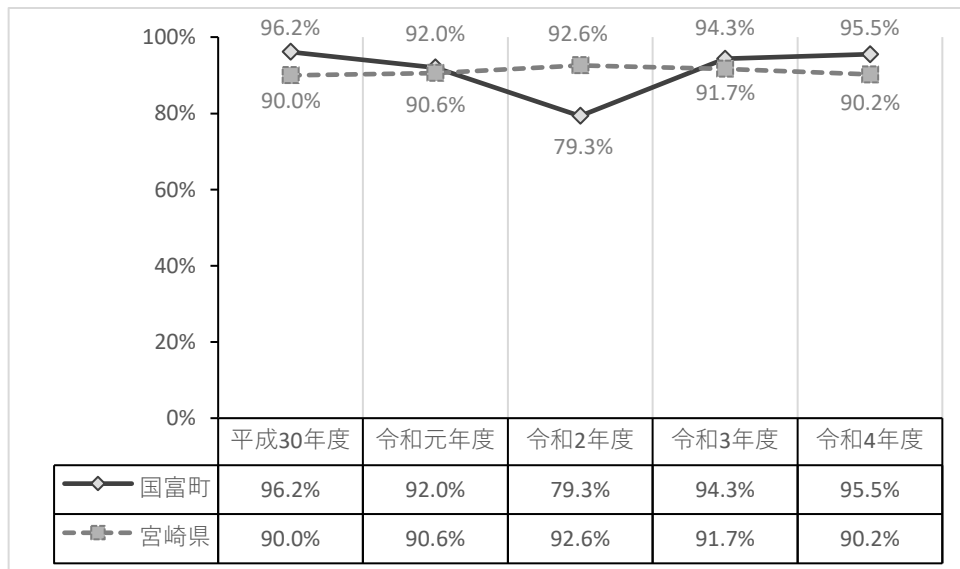


出所: 国富町保健介護課

② 乳児(3~5か月児)健康診査受診率

本町における乳児健康診査受診率は、平成30年度から90%台の半ばで推移し、令和4年度には95.5%となっています。但し、令和2年度は79.3%となっています。(※コロナ禍が原因と推測されます。)

乳児健康診査受診率(3~5か月)

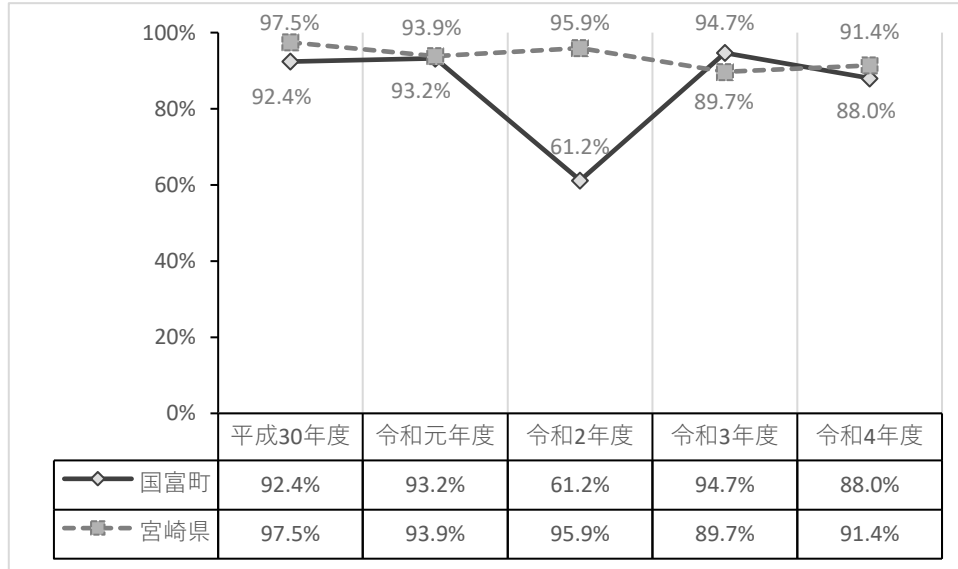


出所: 厚生労働省 地域保健・健康増進事業報告

### ③1歳6か月児健康診査受診率

本町における1歳6か月児健康診査受診率は、平成30年度の92.4%から低下傾向にあり、令和4年度には88.0%となっています。

1歳6か月児健康診査受診率

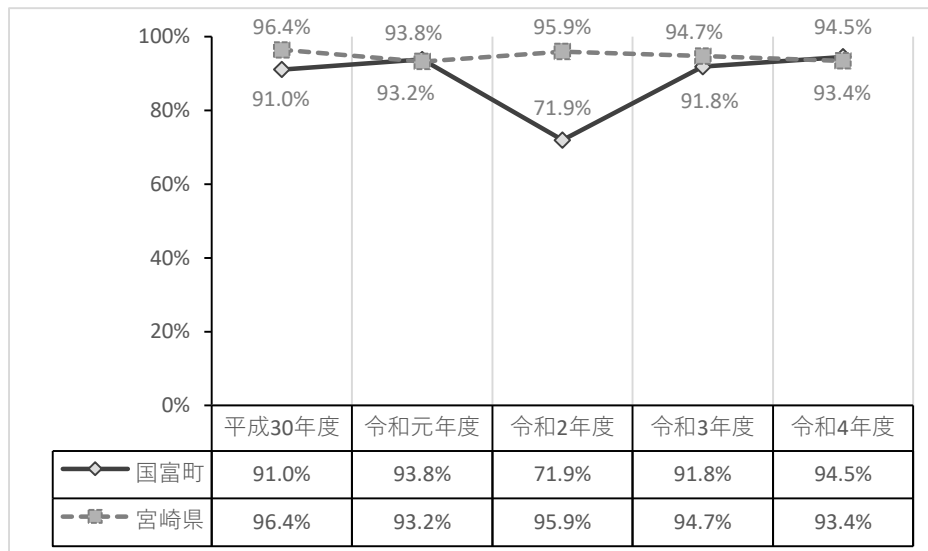


出所：厚生労働省 地域保健・健康増進事業報告

### ④3歳児健康診査受診率

本町における3歳児健康診査受診率は、平成30年度から90%台で推移し、令和4年度には94.5%となっています。

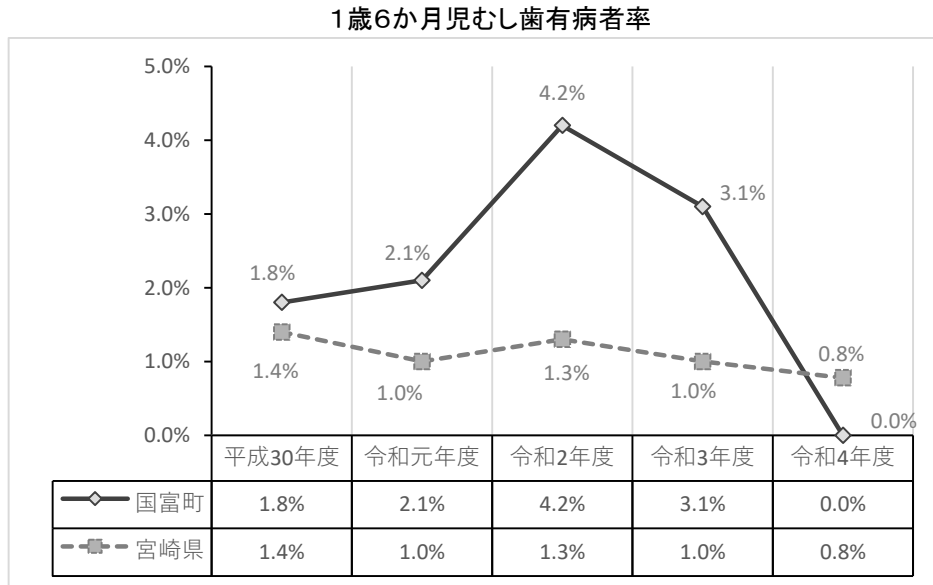
3歳児健康診査受診率



出所：宮崎県の歯科保健の現状

### ⑤1歳6か月むし歯有病者率

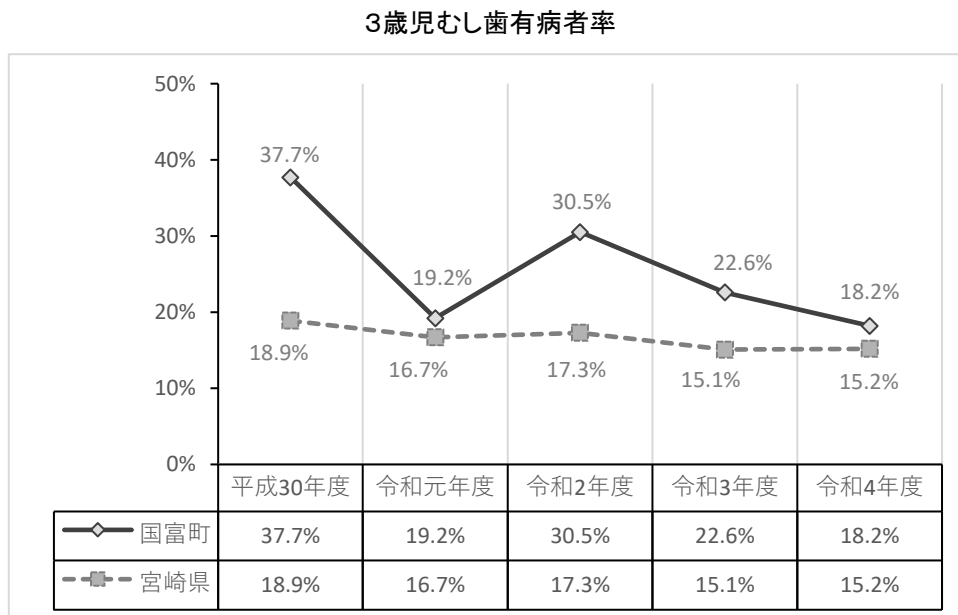
本町における1歳6か月児むし歯有病者率は、平成30年度の1.8%から令和2年度には4.2%まで上昇しましたが、その後低下に転じ、令和4年度には0.0%となっています。



出所: 宮崎県の歯科保健の現状

### ⑥3歳児むし歯有病者率

本町における3歳児むし歯有病者率は、平成30年度の37.7%から低下傾向であり、令和4年度には18.2%となっています。



出所: 宮崎県の歯科保健の現状

### <今後の課題>

総人口の減少とともに児童人口も減少傾向で推移しており、少子化が進行しています。また、若者の未婚率は高まっており、合計特殊出生率は県内では宮崎市に次いで低い状況です。このため、町民の結婚や子育てに対する不安の解消を図り、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに取り組むことで、少子化対策を進める必要があります。

子育て世帯では、夫婦共働き世帯の割合は8割以上となっています。このため、引き続き、仕事と子育ての両立の支援に取り組む必要があります。また、ひとり親世帯の割合は、県の平均を上回っている状況にあり、引き続き、支援に取り組む必要があります。

乳幼児の健診は、ほとんどで受診率が9割を上回っているものの、未受診者が約1割となっています。このため、受診率100%を目指すとともに、未受診者については継続的な追跡が必要です。また、3歳児のむし歯有病率は県平均を上回っています。このため、引き続き、むし歯対策の取組を進める必要があります。

## 2 国富町子ども・子育て支援事業ニーズ調査結果(抜粋)

### (1)調査の概要

本計画で確保すべき教育・保育及び子育て支援の「量の見込み」を算出するため、住民の教育・保育・子育て支援に関する「現在の状況」や「今後の利用希望」を把握することを目的として、ニーズ調査を実施しました。

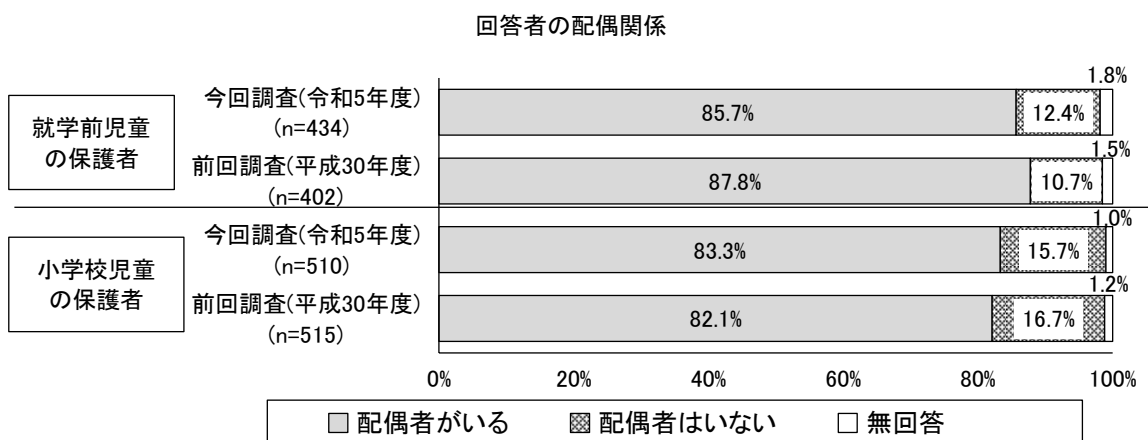
項目		内容
調査対象 及び 調査実施 方法	就学前児童の 保護者	町内に在住する就学前児童(0～5歳)を養育する保護者620人を対象として、教育・保育施設在園児童には施設配布・施設回収、在宅児童には郵送配布・郵送回収にて調査を実施しました。
	小学校児童の 保護者	町内に在住する在学児童(6～11歳)を養育する保護者700人を対象として、学校配布、学校回収で調査を実施しました。
調査時期		令和6年1月
配布数・ 回収数 及び 回収率	就学前児童の 保護者	配布数:557件 回収数:434件 (回収率77.9%)
	小学校児童の 保護者	配布数:641件 回収数:510件 (回収率79.6%)

### (2)調査結果

#### ①回答者の配偶関係

回答者の配偶関係について、就学前児童の保護者は「配偶者がいる」の割合が85.7%、「配偶者はいない」は12.4%となっています。小学校児童の保護者は「配偶者がいる」の割合が83.3%、「配偶者はいない」は15.7%となっています。

前回調査(平成30年度:以下同じ)と比べると、「配偶者はいない」の割合は就学前児童の保護者(今回調査:12.4%、前回調査:10.7%)は1.7ポイント高まり、小学校児童の保護者(今回調査:15.7%、前回調査:16.7%)は1.0ポイント低下しています。

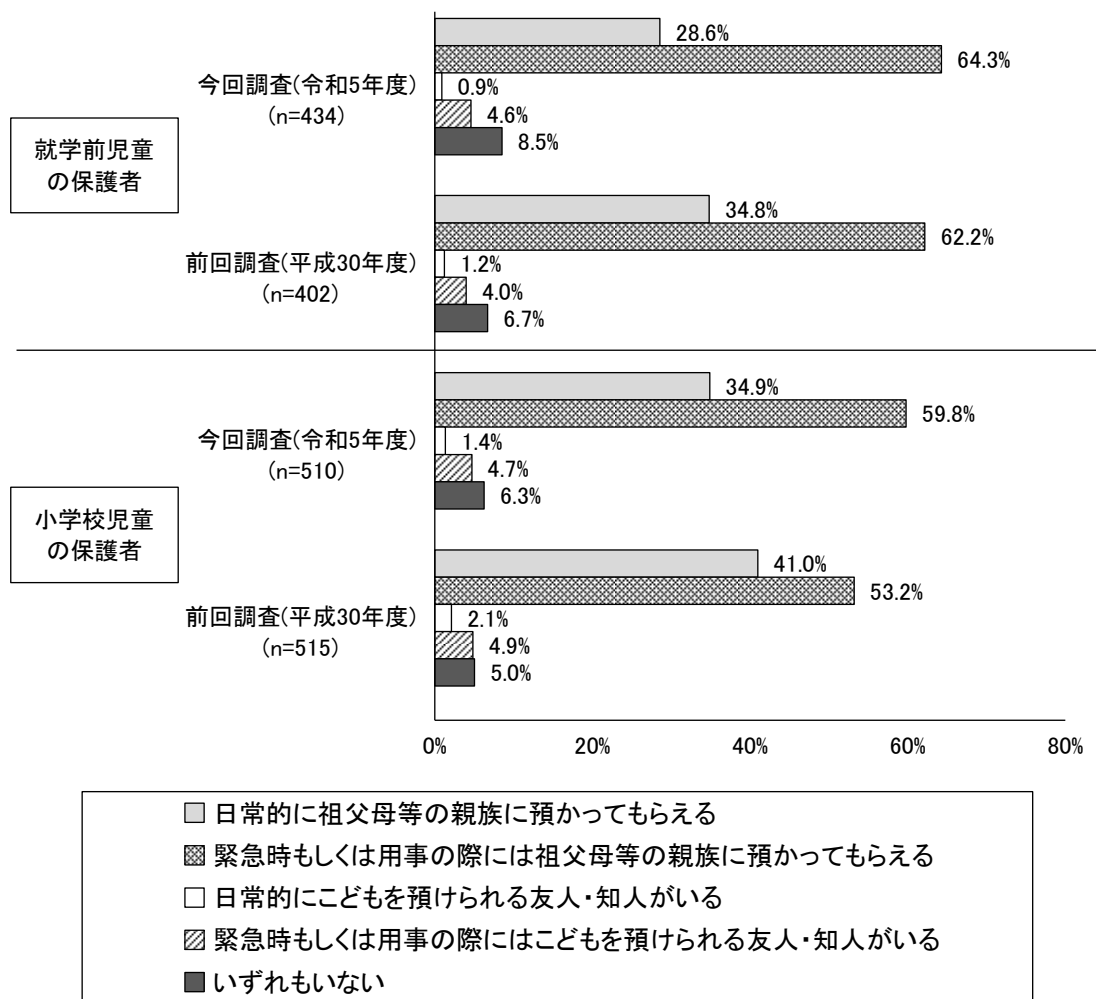


②子どもをみてもらえる親族・知人の有無(○はいくつでも)

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、就学前児童の保護者、小学校児童の保護者とも、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる」の割合(就学前児童の保護者:64.3%、小学校児童の保護者:59.8%)が最も高くなっています。なお、「いずれもない」は就学前児童の保護者は8.5%、小学校児童の保護者は6.3%となっています。

前回調査と比べると、「いずれもない」の割合は就学前児童の保護者(今回調査:8.5%、前回調査:6.7%)は1.8ポイント、小学校児童の保護者(今回調査:6.3%、前回調査:5.0%)は1.3ポイント高まっています。

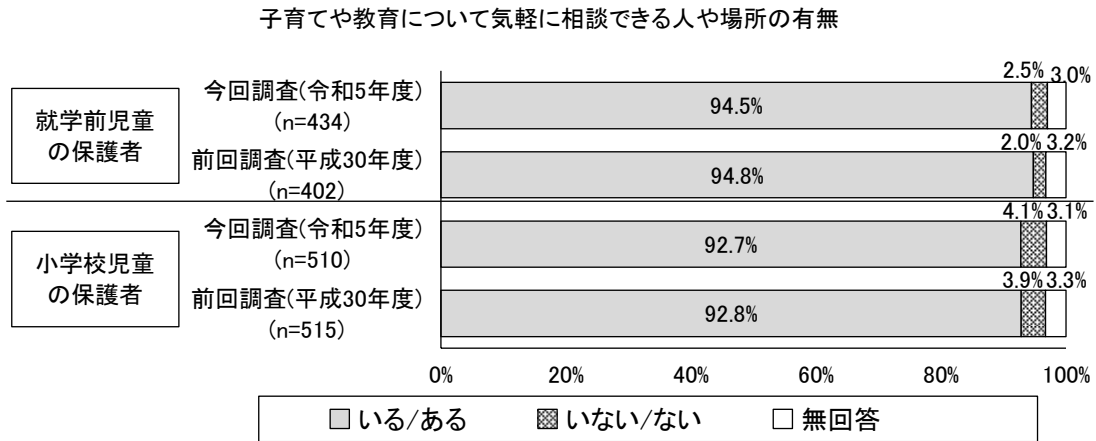
日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無



### ③子育てや教育について気軽に相談できる人や場所の有無

子育てや教育をするうえで気軽に相談できる人や場所の有無について、就学前児童の保護者は「いる/ある」の割合が94.5%、「いない/ない」が2.5%となっています。小学校児童の保護者は「いる/ある」の割合が92.7%、「いない/ない」が4.1%となっています。

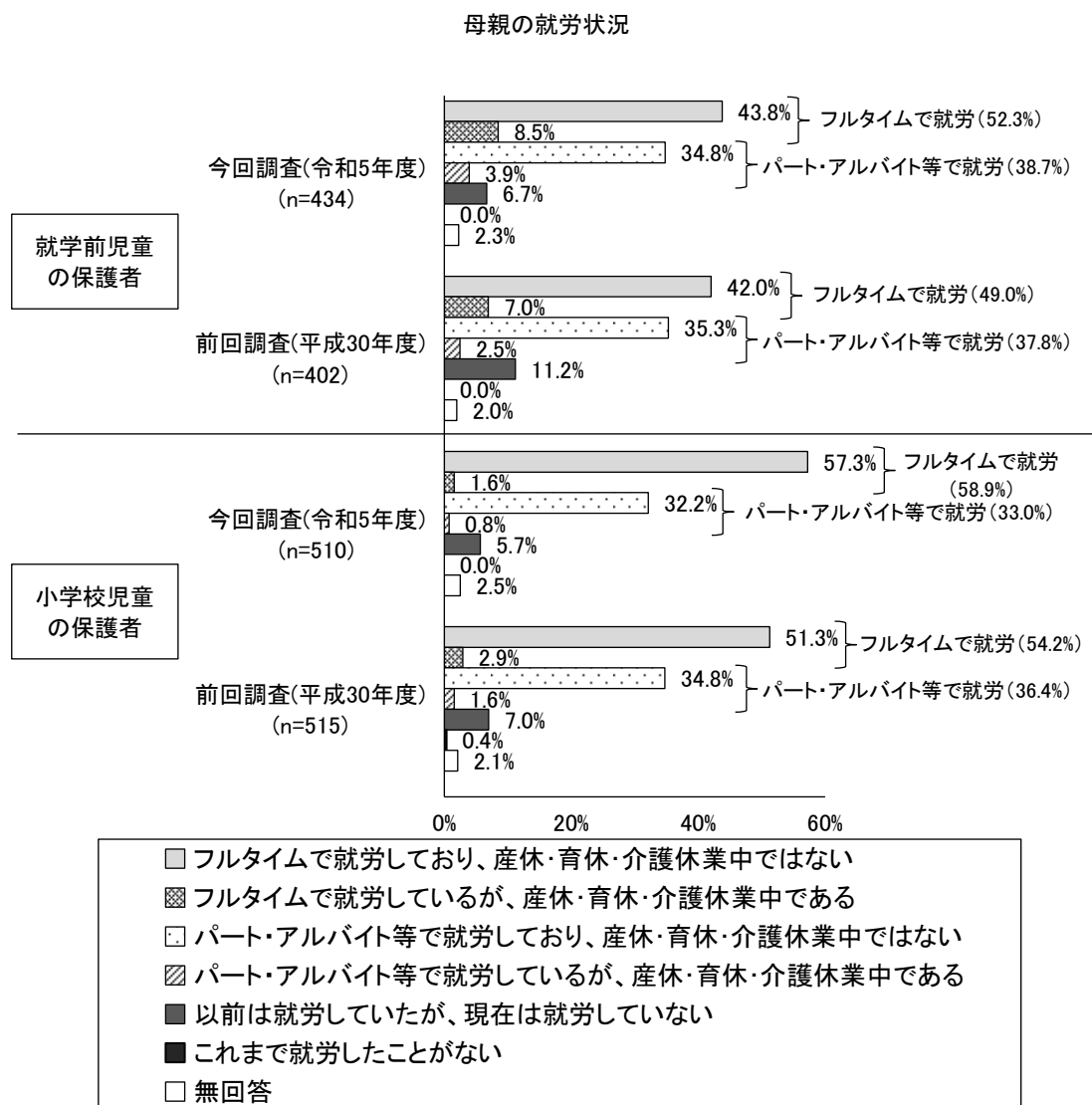
前回調査と比べると、就学前児童の保護者、小学校児童の保護者ともほぼ同じ結果となっています。



#### ④母親の就労状況

母親の現在の就労状況については、就学前児童の保護者は「フルタイムで就労」（「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」と「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」の計：以下同じ）の割合が52.3%、「パート・アルバイト等で就労」（「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」と「パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」の計：以下同じ）が38.7%となっています。小学校児童の保護者は「フルタイムで就労」の割合が58.9%、「パート・アルバイト等で就労」が33.0%となっています。

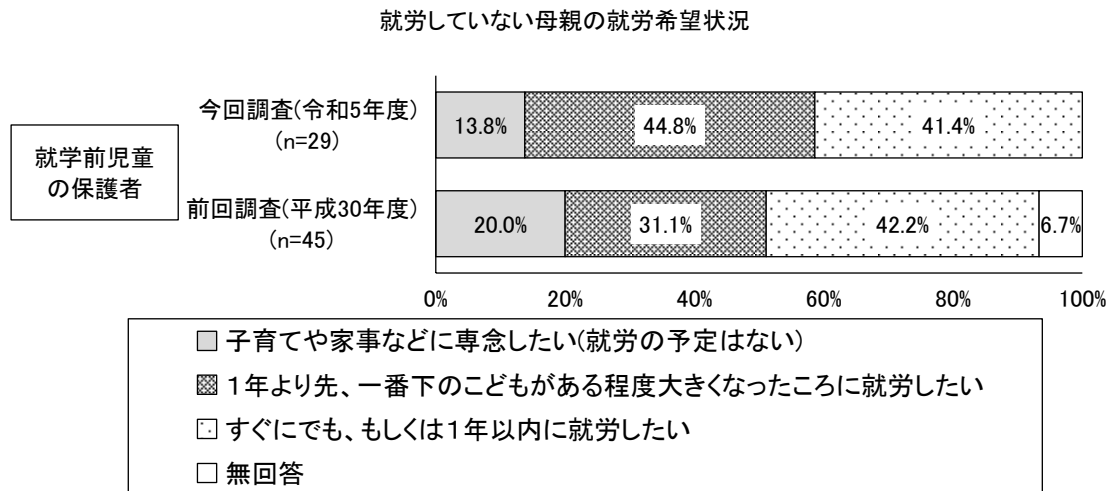
前回調査と比べると、「フルタイムで就労」の割合は就学前児童の保護者（今回調査：52.3%、前回調査：49.0%）が3.3ポイント、小学校児童の保護者（今回調査：58.9%、前回調査：54.2%）が4.7ポイント高まっています。なお、「パート・アルバイト等で就労」の割合は就学前児童の保護者はほぼ同じ、小学校児童の保護者は3.4ポイント低下となっています。



### ⑤就労していない母親の就労希望状況(就学前児童の保護者)

就学前児童の母親で就労していない人の就労希望について、「1年より先、一番下のこどもがある程度大きくなったところに就労したい」の割合は44.8%で最も高くなっています。

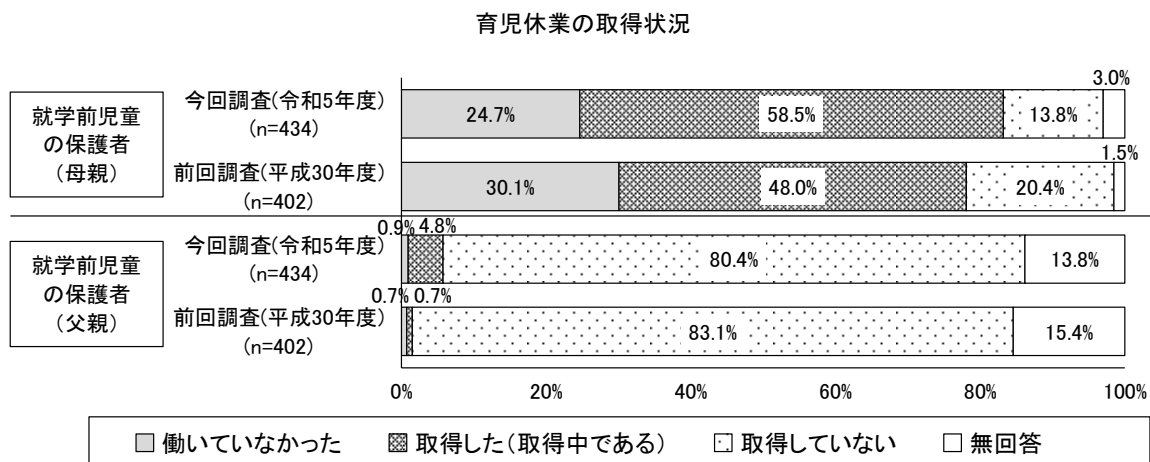
前回調査と比べると、「1年より先、一番下のこどもがある程度大きくなったところに就労したい」の割合(今回調査:44.8%、前回調査:31.1%)は13.7ポイント低下しています。



### ⑥育児休業の取得状況 (就学前児童の保護者)

こどもが生まれた後の育児休業の取得状況について、「取得した(取得中である)」の割合は、母親が58.5%、父親が4.8%となっています。また、「取得していない」は母親が13.8%、父親が80.4%となっています。

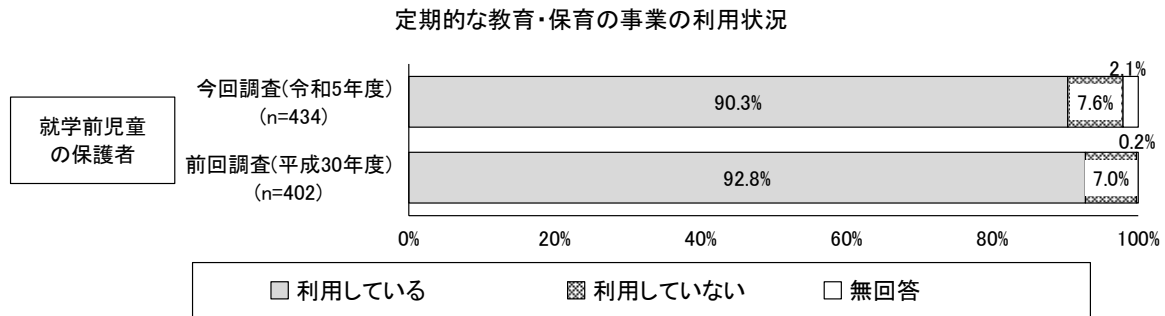
前回調査と比べると、「取得した(取得中である)」の割合は母親(今回調査:58.5%、前回調査:48.0%)が10.5ポイント、父親(今回調査:4.8%、前回調査:0.7%)が4.1ポイント高まっています。



⑦定期的な教育・保育の事業(幼稚園、保育所等)の利用状況(就学前児童の保護者)

定期的な教育・保育の事業の利用の有無について、「利用している」が90.3%、「利用していない」が7.6%となっています。

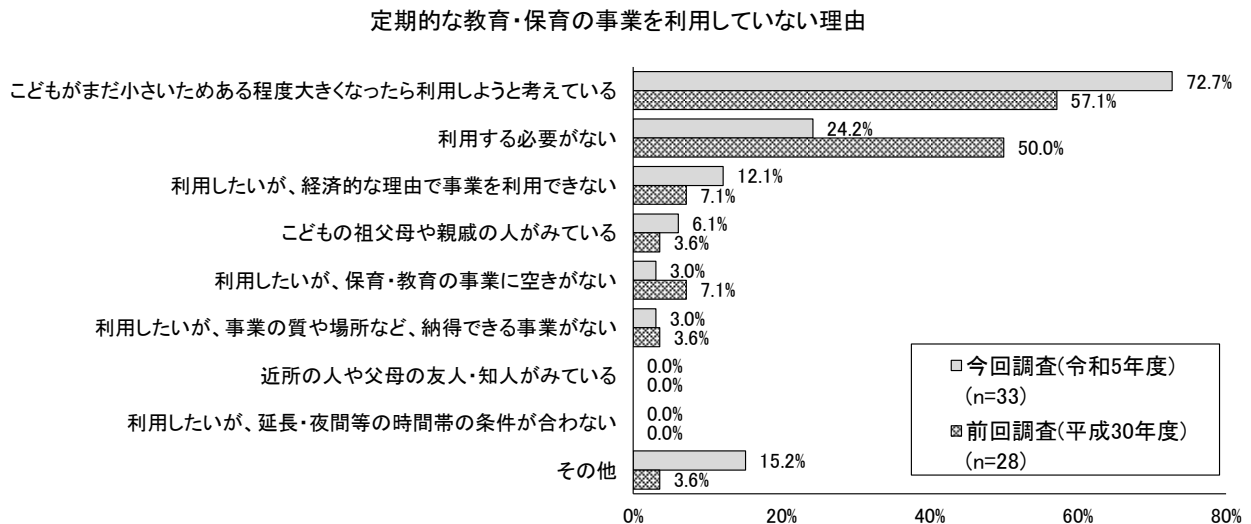
前回調査と比べると、ほぼ同じ結果となっています。



⑧定期的な教育・保育の事業を利用していない理由(○はいくつでも)

定期的な教育・保育の事業を「利用していない」と回答した人について、利用していない理由の上位2つは「こどもがまだ小さいためある程度大きくなったら利用しようと考えている」の割合が72.7%で最も高く、次に「利用する必要がない」(24.2%)となっています。(※但し、母数は33人)

前回調査(平成30年)と比べると、利用していない理由の順位はほぼ同じとなっています。(※但し、割合に差があります。)



⑨小学校入学後に希望する放課後の居場所(就学前児童で5歳以上のこどもの保護者)

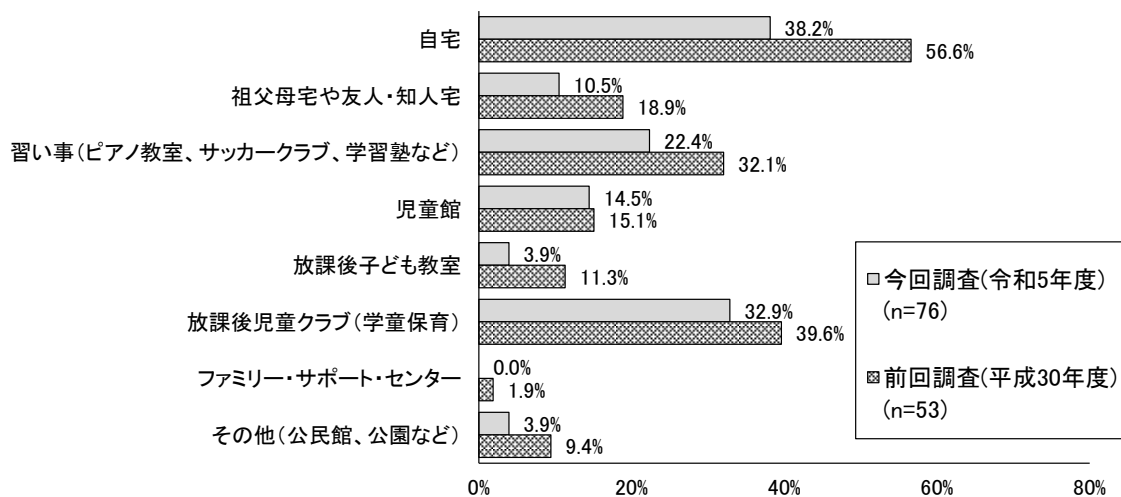
(○はいくつでも)

小学校入学後、放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、1～3年生の低学年時における居場所の上位3つは「自宅」の割合が38.2%で最も高く、次に「放課後児童クラブ(学童保育)」(32.9%)、「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」(22.4%)となっています。

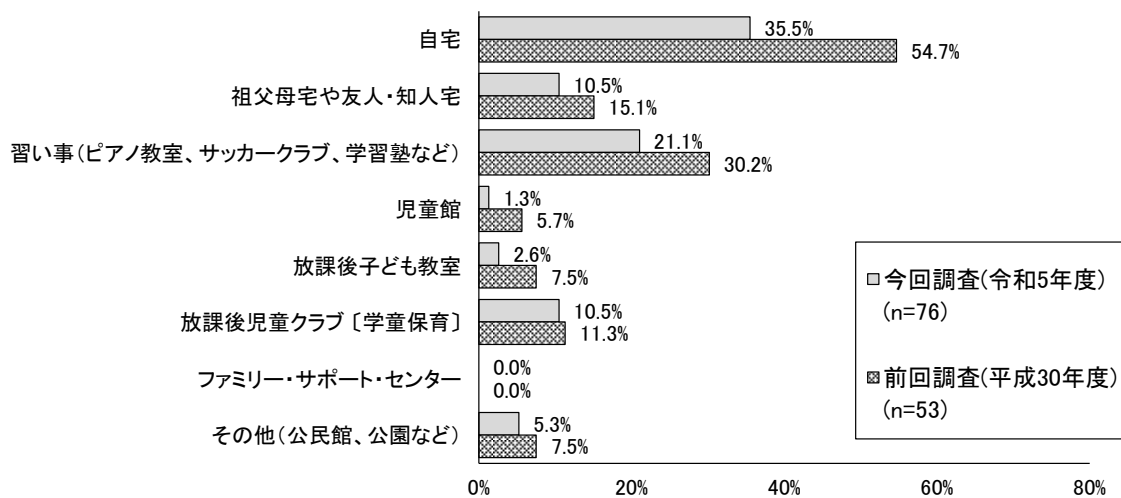
4～6年生の高学年時における居場所の上位3つは「自宅」の割合が35.5%で最も高く、次が「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」(21.1%)、「祖父母宅や友人・知人宅」と「放課後児童クラブ〔学童保育〕」(ともに10.5%)となっています。

前回調査と比べると、居場所の上位の順位は低学年時、高学年時ともそれぞれほぼ同じとなっています。(※但し、割合に差があります。)

小学校入学後に希望する放課後の居場所(低学年時)



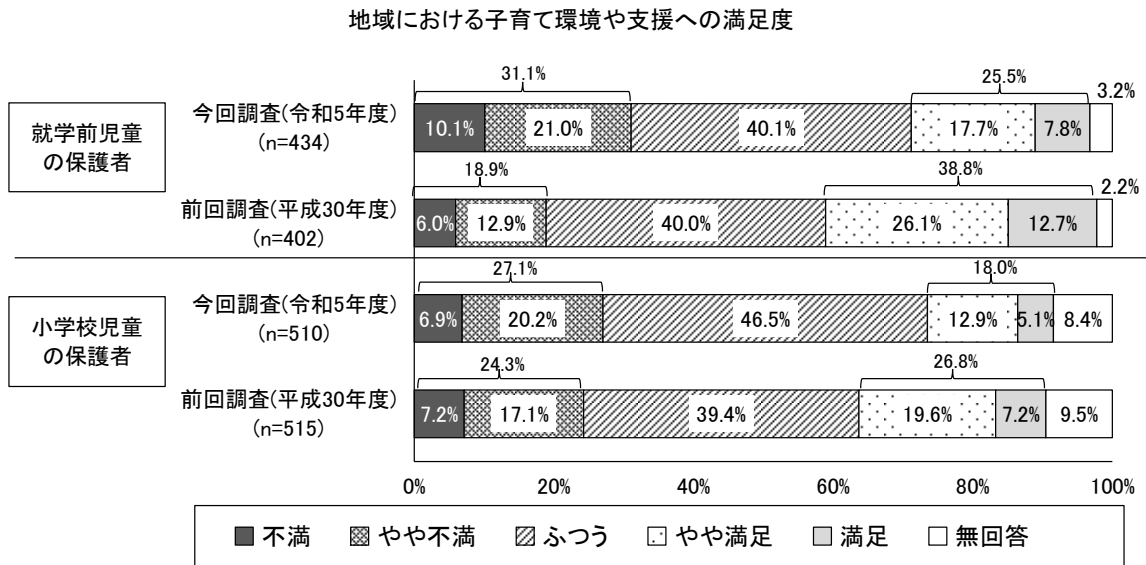
小学校入学後に希望する放課後の居場所(高学年時)



### ⑩地域における子育て環境や支援への満足度

地域における子育て環境や支援への満足度について、就学前児童の保護者は「普通」の割合が40.1%で最も高く、次に「不満」（「不満」と「やや不満」の計：以下同じ）が31.1%、「満足」（「満足」と「やや満足」の計）が25.5%となっています。小学校児童の保護者は「普通」の割合が46.5%で最も高く、次に「不満」が27.1%、「満足」が18.0%となっています。

前回調査（平成30年）と比べると、就学前児童の保護者、小学校児童の保護者とも「満足」の割合が低下し、「不満」の割合が高まっています。



### <今後の課題>

仕事をしている母親の割合は9割を上回っています。このような中で、母親の育児の負担の軽減を図るためには、父親の積極的な育児への参加が重要です。しかしながら、父親の育児休業の取得率は依然として低い状況にあります。このため、父親の育児休業取得の促進等に取り組むことが必要です。

また、日頃、子どもをみてもらえる親族・知人がいない人や、子育ての相談相手がいない人の割合はそれぞれ1割前後となっています。このため、地域で支え合えながら、子育て世帯を支援する取組を進めることが必要です。

定期的な教育・保育の事業を利用していない理由の約1割が経済的な事情となっています。このため、子どもの貧困対策として、経済的に困難を抱える家庭への支援の充実に取り組むことが必要です。

### 3 国富町子どもの生活状況調査結果(抜粋)

#### (1)調査の概要

本計画策定の基礎資料とするため、児童・生徒及びその保護者の生活状況や考え等を把握することを目的として、アンケート調査を実施しました。

項目		内容
調査対象 及び 調査実施 方法	小学5年生 児童	町内の小学校に通学する小学5年生児童143人を対象として、学校配布、学校回収で調査を実施しました。
	中学2年生 生徒	町内の中学校に通学する中学2年生生徒148人を対象として、学校配布、学校回収で調査を実施しました。
	小学5年生 児童及び 中学2年生 生徒の保護者	町内の小学校または中学校に通学する小学5年生児童及び中学2年生生徒の保護者290人を対象として、学校配布、学校回収で調査を実施しました。
調査時期		令和6年1月
配布数・ 回収数 及び 回収率	小学5年生 児童	配布数:143件 回収数:117件 (回収率81.8%)
	中学2年生 生徒	配布数:148件 回収数:129件 (回収率87.2%)
	小学5年生 児童及び 中学2年生 生徒の保護者	配布数:290件 回収数:234件 (回収率80.7%)

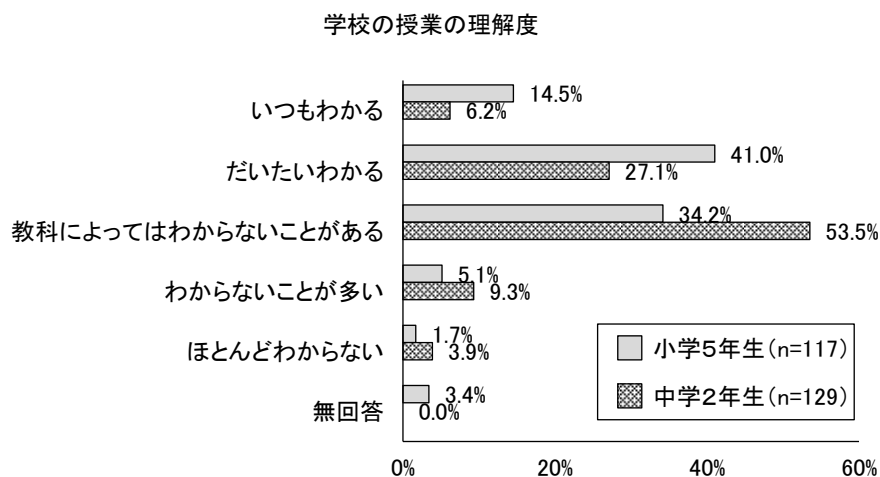
#### (2)小学5年生児童、中学2年生生徒の調査結果

##### ①学校の授業の理解度

学校の授業の理解度について、小学5年生児童(以下、「小学5年生」という)は、「わかる」(「いつもわかる…14.5%」と「だいたいわかる…41.0%」の計:以下同じ)の割合は55.5%であり、「わからない」(「わからないことが多い…5.1%」と「ほとんどわからない…1.7%」の計:以下同じ)は6.8%となっています。

中学2年生生徒(以下、「中学2年生」という)は、「わかる」の割合は33.3%で3人に1人となっています。

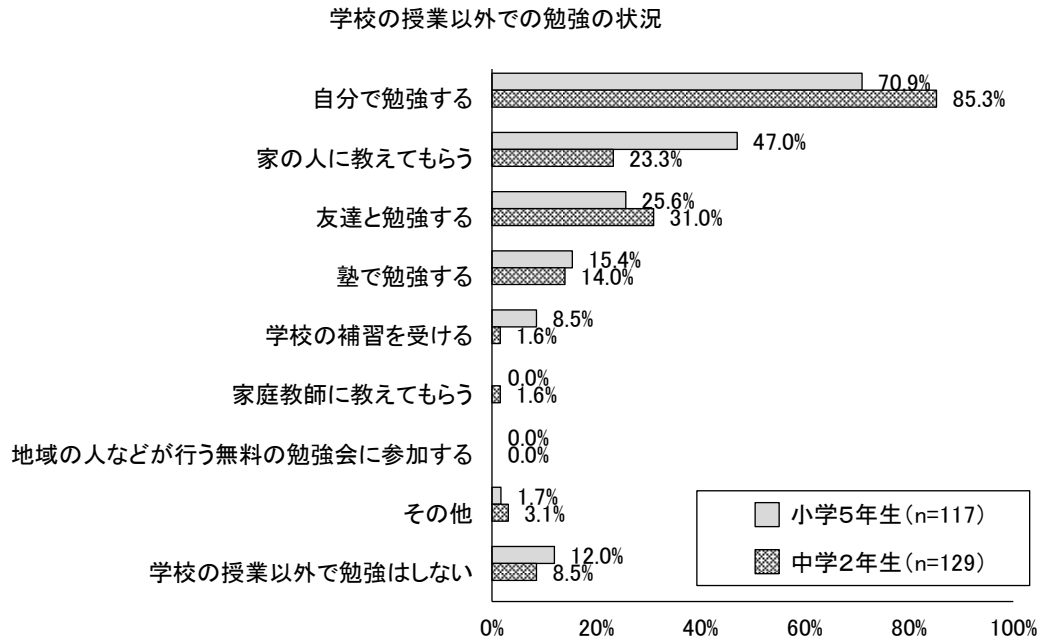
一方、「わからない」は13.2%となっています。なお、「教科によってはわからないことがある」は53.5%で半数を上回っています。



### ②学校の授業以外での勉強の状況(○はいくつでも)

学校の授業以外での勉強の状況について、小学5年生は、「自分で勉強する」の割合が70.9%で最も高く、次が「家の人に教えてもらう」(40.7%)となっています。なお、「学校の授業以外で勉強はしない」は12.0%となっています。

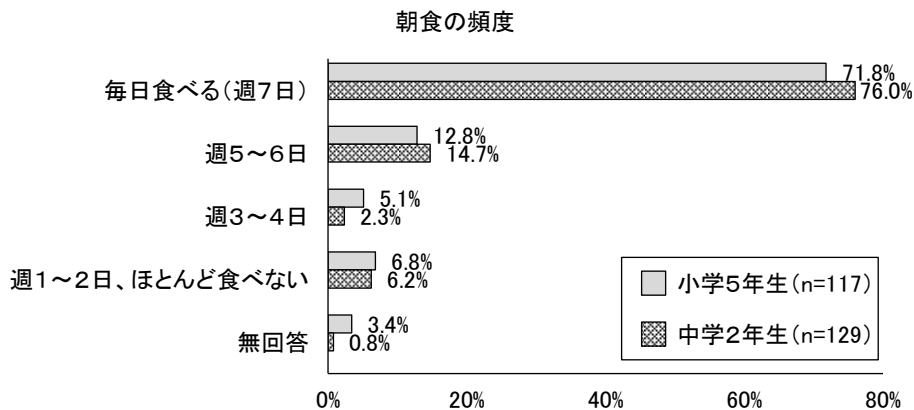
中学2年生は、「自分で勉強する」の割合が85.3%で最も高く、他の項目を大きく上回っています。なお、「学校の授業以外で勉強はしない」は8.5%となっています。



### ③朝食の頻度

朝食の頻度について、小学5年生は「毎日食べる(週7日)」の割合が71.8%となっています。一方、「週1~2日、ほとんど食べない」は6.8%となっています。

中学2年生は「毎日食べる(週7日)」の割合が76.0%となっています。一方、「週1~2日、ほとんど食べない」は6.2%となっています。

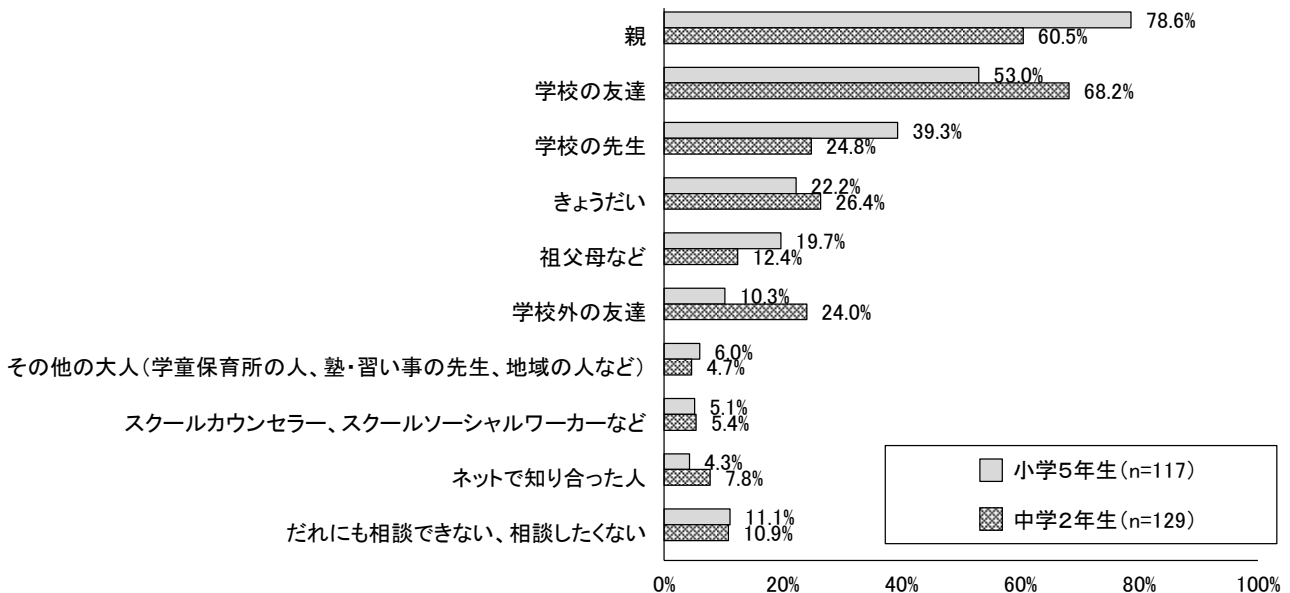


#### ④困っていることや悩みごとがあるとき、相談できると思う人(○はいくつでも)

困っていることや悩みごとがあるとき、相談できると思う人について、小学5年生は「親」の割合が78.6%で最も高く、次いで「学校の友達」(53.0%)、「学校の先生」(39.3%)が続いています。

中学2年生は「学校の友達」の割合が68.2%で最も高く、次が「親」(60.5%)となっています。

困っていることや悩みごとがあるとき、相談できると思う人

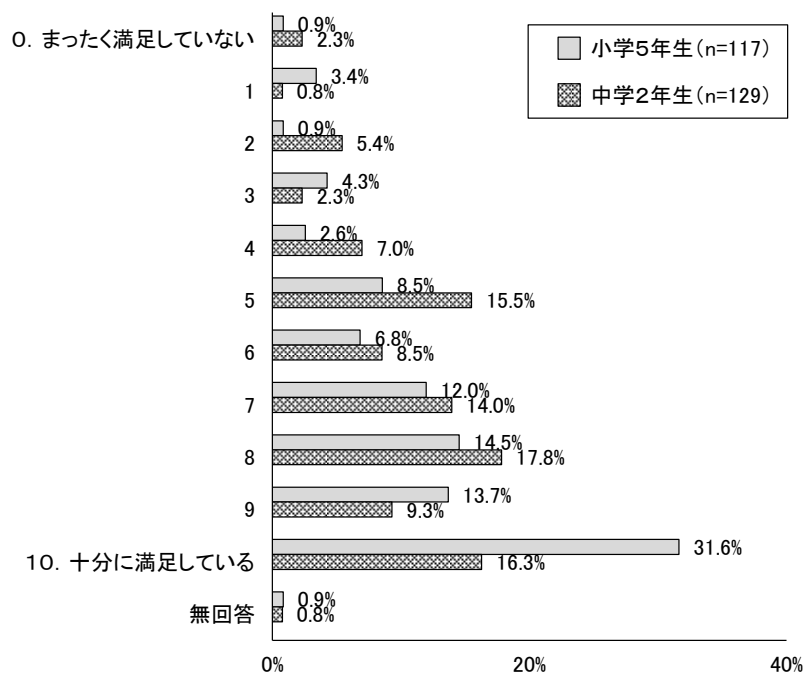


#### ⑤生活の満足度

生活の満足度について、「満足度5」を中心にしてみると、小学5年生は「満足度が低い」(0~4の計)割合は12.1%で、「満足度が高い」(6~10の計)割合は78.6%となっています。こうした中で、「満足度10」の割合は31.6%で最も高くなっています。

中学2年生は、「満足度が低い」(「0~4」の計)割合は17.8%で、「満足度が高い」(「6~10」の計)割合は65.9%となっています。こうした中で、「満足度8」の割合が17.8%で最も高くなっています。

生活の満足度



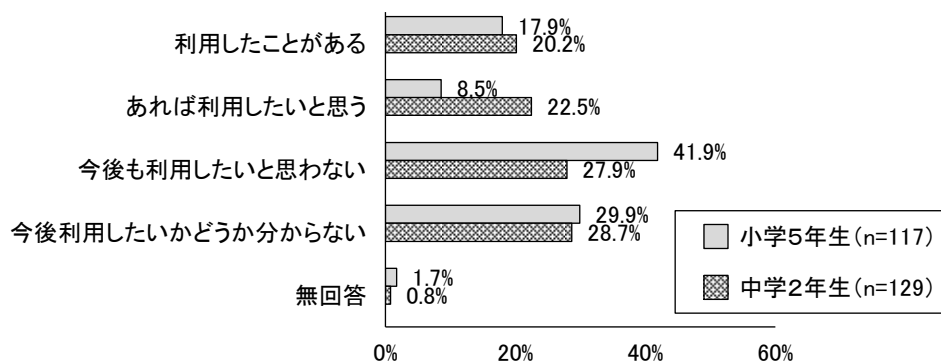
## ⑥居場所の利用意向

a. (自分や友人の家以外で) 平日の夜や休日を過ごすことができる場所(学童保育所など)

(自分や友人の家以外で) 平日の夜や休日を過ごすことができる場所(学童保育所など)について、小学5年生は「利用する」(「利用したことがある…17.9%」と「あれば利用したいと思う…8.5%」の計:以下同じ)の割合は26.4%であり、「利用しない」(「今後も利用したいと思わない…41.9%」:以下同じ)を15.5%下回っています。なお、「今後利用したいかどうか分からない」は29.9%となっています。

中学2年生は「利用する」の割合は42.7%であり、「利用しない」(27.9%)を14.8%上回っています。なお、「今後利用したいかどうか分からない」は28.7%で最も高くなっています。

(自分や友人の家以外で) 平日の夜や休日を過ごすことができる場所(学童保育所など)の利用意向

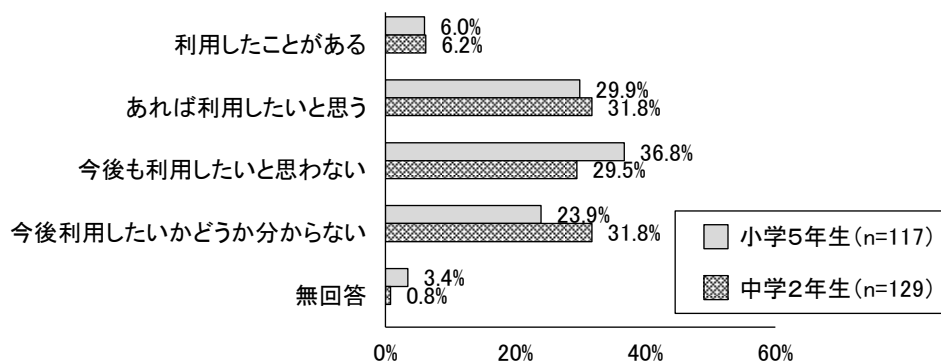


b. (自分や友人の家以外で) タご飯を無料か安く食べることができる場所(子ども食堂など)

(自分や友人の家以外で) タご飯を無料か安く食べることができる場所(子ども食堂など)について、小学5年生は「利用する」の割合は35.9%であり、「利用しない」(36.8%)とほぼ同じとなっています。

中学2年生は「利用する」の割合は38.0%であり、「利用しない」(29.5%)を8.5%上回っています。

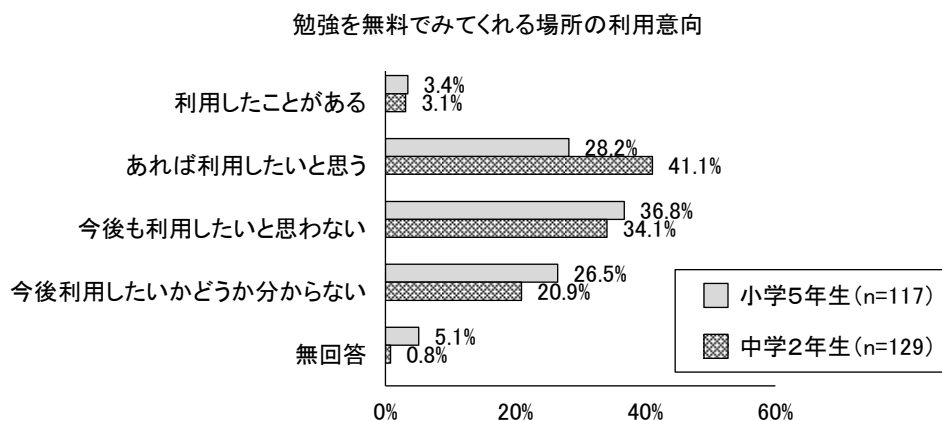
(自分や友人の家以外で) タご飯を無料か安く食べることができる場所(子ども食堂など)の利用意向



c. 勉強を無料でみてくれる場所

勉強を無料でみてくれる場所について、小学5年生は「利用する」の割合は31.6%であり、「利用しない」(36.8%)を5.2%下回っています。

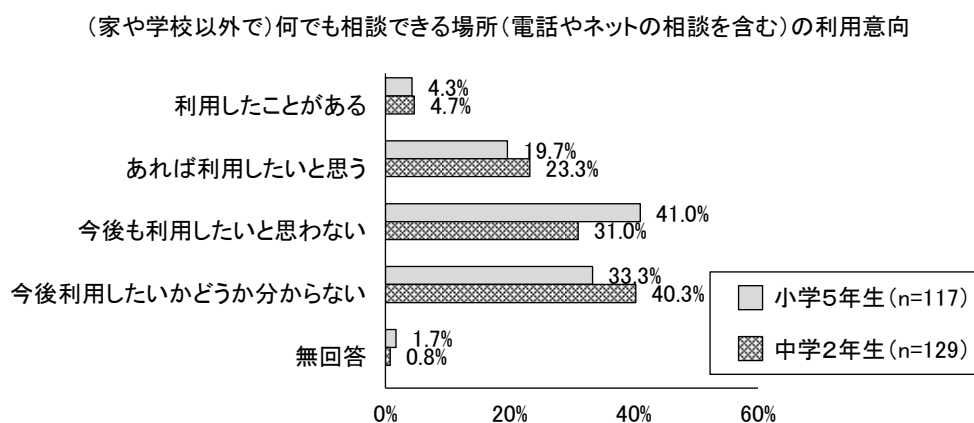
中学2年生は「利用する」の割合は44.2%であり、「利用しない」(34.1%)を10.1%上回っています。



d. (家や学校以外で)何でも相談できる場所(電話やネットの相談を含む)

(家や学校以外で)何でも相談できる場所(電話やネットの相談を含む)について、小学5年生は「利用する」の割合は24.0%であり、「利用しない」(41.0%)を17.0%下回っています。なお、「今後利用したいかどうか分からない」は3分の1(33.3%)となっています。

中学2年生は「利用する」の割合は28.0%であり、「利用しない」(31.0%)を3.0%下回っています。なお、「今後利用したいかどうか分からない」の割合が40.3%で最も高くなっています。



(2) 小学5年生児童及び中学2年生生徒の保護者の調査結果

① こどもとの関わり方(それぞれ○は1つ)

a. テレビ・ゲーム・インターネット等の視聴時間等のルールを決めている

「決めている」(「あてはまる…24.4%」と「どちらかといえば、あてはまる…35.9%」の計)の割合は60.3%であり、「決めていない」(「どちらかといえば、あてはまらない…23.9%」と「あてはまらない…15.4%」の計…39.3%)を21.0%上回っています。

b. お子さんに本や新聞を読むように勧めている

「勧めている」(「あてはまる…16.7%」と「どちらかといえば、あてはまる…37.2%」の計)の割合は53.9%であり、「勧めていない」(「どちらかといえば、あてはまらない…27.4%」と「あてはまらない…18.4%」の計…45.8%)を8.1%上回っています。

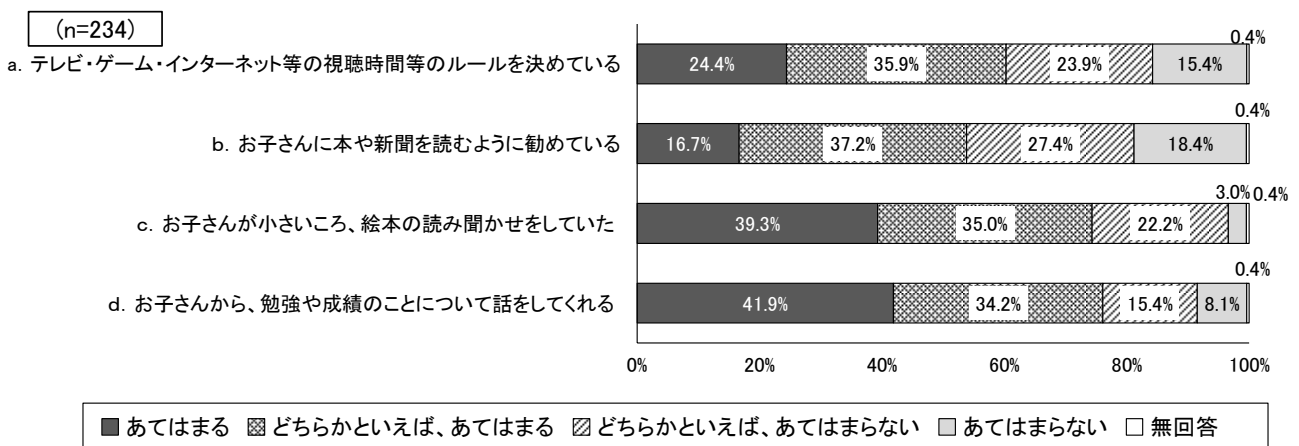
c. お子さんが小さいころ、絵本の読み聞かせをしていた

「していた」(「あてはまる…39.3%」と「どちらかといえば、あてはまる…35.0%」の計)の割合は74.3%であり、「していない」(「どちらかといえば、あてはまらない…22.2%」と「あてはまらない…3.0%」の計…25.3%)を大きく上回っています。

d. お子さんから、勉強や成績のことについて話をしてくれる

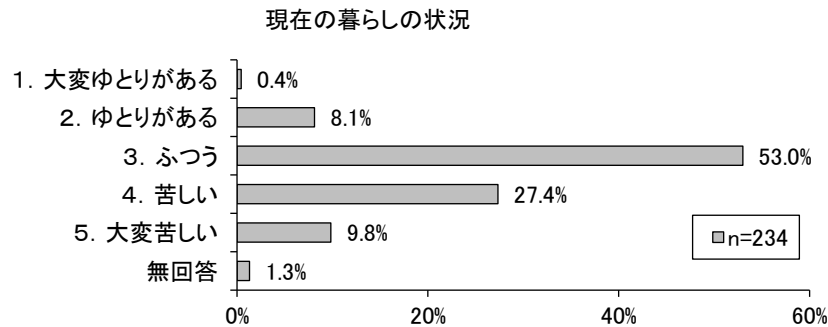
「話してくれる」(「あてはまる…41.9%」と「どちらかといえば、あてはまる…34.2%」の計)の割合は76.1%であり、「話さない」(「どちらかといえば、あてはまらない…15.4%」と「あてはまらない…8.1%」の計…23.5%)を大きく上回っています。

こどもとの関わり方



## ②現在の暮らしの状況

現在の暮らしの状況については、「ふつう」の割合が約半数(53.0%)で最も高く、「厳しい」(「苦しい:27.4%」と「大変苦しい:9.8%」の計)は37.2%となっています。



## ③この1か月間の気持ちの状況(それぞれ○は1つ)

### a. 神経過敏に感じた

「感じた」(「いつも」と「たいてい」の計:以下同じ)の割合は9.8%であり、「感じない」(「少しだけ」と「まったくない」の計:以下同じ)の61.6%を51.8%下回っています。

### b. 絶望的だと感じた

「感じた」の割合は4.5%であり、「感じない」の80.3%を75.8%下回っています。

### c. そわそわ、落ち着かなく感じた

「感じた」の割合は4.3%であり、「感じていない」の80.3%を76.0%下回っています。

### d. 気分が沈み込んで、何が起ころても気が晴れないように感じた

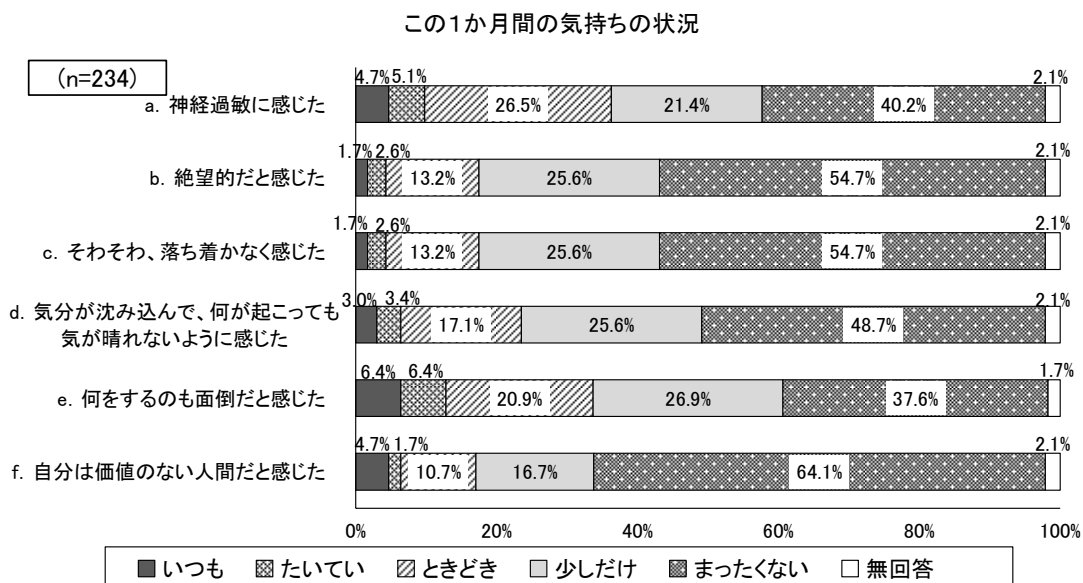
「感じた」の割合は6.4%であり、「感じていない」の74.3%を67.9%下回っています。

### e. 何をしても面倒だと感じた

「感じた」の割合は12.8%であり、「感じていない」の64.5%を51.7%下回っています。

### f. 自分は価値のない人間だと感じた

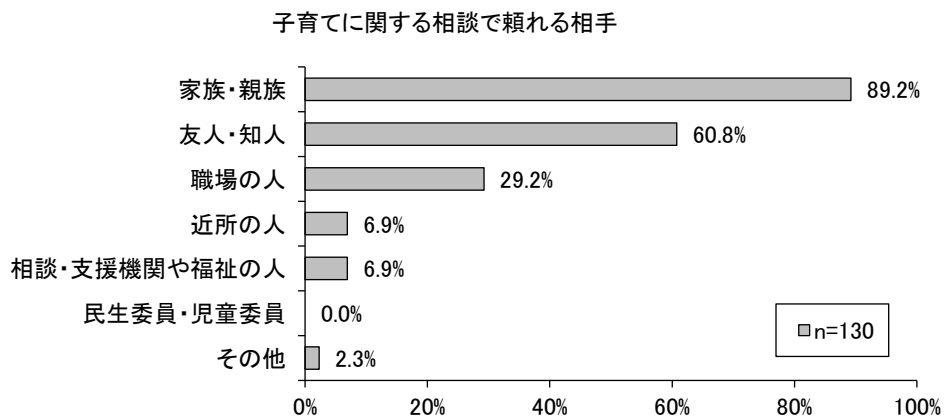
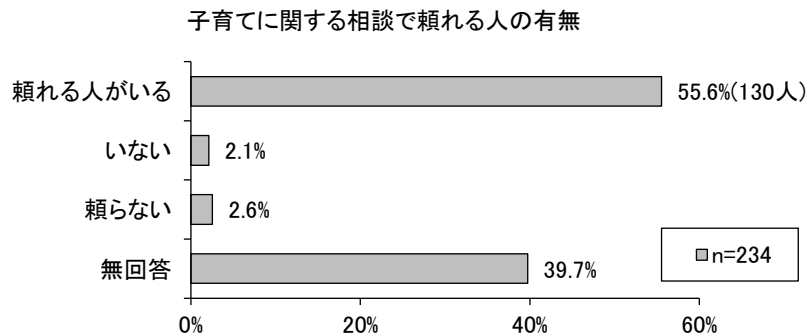
「感じた」の割合は6.4%であり、「感じていない」の80.8%を74.4%下回っています。



#### ④子育てに関する相談で頼れる人(頼れる人の有無の○は1つ、頼れる相手の○はいくつでも)

子育てに関する相談で頼れる人の有無について、「頼れる人がいる」の割合が約半数(55.6%)で最も高く、「いない」は少数(2.1%)となっています。

頼れる相手については、「家族・親族」の割合が約9割で最も高く、次いで「友人・知人」(60.8%)、「職場の人」(29.2%)が続いています。



#### <今後の課題>

こどもの発育・健康にとって重要な朝食をほとんど食べないこどもや、学校の授業がわからないこどもの割合がそれぞれ約1割となっています。このため、こどもたちが健やかに成長できるよう食育や学力向上の取り組みを進める必要があります。

また、悩みや困りごと(例:いじめ、不登校、虐待、貧困など)の相談相手がいない人の割合は、こども、保護者でそれぞれ1割前後となっています。このため、こどもに関する深刻な問題の予防・早期発見・早期解決に向けて、相談態勢や見守りの充実を図る必要があります。

## 4 第2期 国富町子ども・子育て支援事業計画の評価

### (1)教育・保育の量の見込み・確保方策・実績値

1号認定には、量の見込みと実績値に大きな乖離はみられません。

2号認定及び3号認定(1-2歳児、0歳児)の量の見込み・実績値の推移をみると、実績値が量の見込みを上回っているものの、各施設の保育量の確保により保育ニーズに対応することができました。共働き世帯の増加により、保育ニーズは増加傾向にあります。

#### ①1号認定の量の見込み・実績値

1号認定の量の見込み・実績値

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(第2期)	75人	86人	93人	109人	117人
実績値	76人	93人	93人	79人	71人

※実績値は4月1日時点(広域入所を含む)

#### ②2号認定の量の見込み・実績値

2号認定の量の見込み・実績値

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(第2期)	300人	284人	257人	251人	225人
実績値	327人	299人	278人	310人	291人

※実績値は4月1日時点(広域入所を含む)

#### ③3号認定(1-2歳児)の量の見込み・実績値

3号認定(1-2歳児)の量の見込み・実績値

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(第2期)	195人	179人	183人	176人	171人
実績値	203人	199人	210人	198人	208人

※実績値は4月1日時点(広域入所を含む)

#### ④3号認定(0歳児)の量の見込み・実績値

3号認定(0歳児)の量の見込み・実績値

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(第2期)	50人	48人	46人	45人	42人
実績値	4月1日	36人	26人	36人	25人
	3月1日	97人	88人	100人	92人

※実績値は年度当初4月1日・年度末3月1日時点(広域入所を含む)

## (2)地域子ども・子育て支援事業

「地域子育て支援拠点事業」では、新型コロナウイルス感染症の影響により量の見込みと実績値に大きな乖離がみられますが、現在は回復傾向にあります。

「一時預かり事業」の量の見込み・実績値の推移をみると、大きな乖離がみられます。在園児対応型以外の預かり事業は、各園による自主事業の方で実施しています。

「放課後児童健全育成事業」の量の見込みと実績値に大きな乖離はみられませんが、教育・保育と同様に共働き世帯の増加により、ニーズは増加傾向にあります。

### ①利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

量の見込み・実績値

区分	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
量の見込み(第2期)	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
実績値	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

### ②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

量の見込み・実績値

(年間の延べ人数)

区分	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
量の見込み(第2期)	2,748人	2,556人	2,556人	2,472人	2,376人
実績値	1,917人	936人	1,820人	2,044人	—人
	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

### ③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

量の見込み・実績値

(年間の延べ人数)

区分	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
量の見込み(第2期)	1,365人	1,365人	1,378人	1,352人	1,352人
実績値	906人	1,220人	1,063人	1,061人	—人

#### ④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

量の見込み・実績値 (年間の実人数)

区分		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
量の見込み(第2期)		105人	105人	106人	104人	104人
実績値	対象人数	102人	96人	107人	91人	—人
	訪問実績	102人	96人	107人	91人	—人

#### ⑤養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

量の見込み・実績値 (年間の実人数)

区分		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
量の見込み(第2期)		50人	50人	50人	50人	50人
実績値		50人	50人	50人	50人	—人

#### ⑥子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

量の見込み・実績値 (年間の延べ人数)

区分		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
量の見込み(第2期)		0人	0人	0人	0人	0人
実績値		0人	0人	0人	0人	—人

#### ⑦ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)(就学児のみ)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

量の見込み・実績値

区分		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
量の見込み(第2期)		5人	5人	5人	5人	5人
実績値(就学児のみ)		0人	0人	1人	1人	—人

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

量の見込み・実績値 (年間の延べ人数)

区 分		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
量の 見込み	在園児対応型	4,544 人	4,476 人	4,208 人	4,275 人	3,983 人
	在園児対応型以外	87 人	87 人	87 人	87 人	87 人
実績	在園児対応型	17,029 人	18,528 人	16,721 人	18,011 人	— 人
	在園児対応型以外	557 人	335 人	694 人	823 人	— 人

※在園児対応型以外は、国の事業ではなく、自主事業にて実施しています。

⑨延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施します。

量の見込み・実績値 (年間の実人数)

区 分	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
量の見込み(第2期)	277 人	277 人	277 人	277 人	277 人
実績値	316 人	333 人	336 人	342 人	— 人

⑩病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

量の見込み・実績値 (年間の延べ人数)

区 分	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
量の見込み(第2期)	229 人	220 人	213 人	211 人	200 人
実績値	88 人	107 人	68 人	195 人	— 人

⑪放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を提供し児童の健全な育成を図る事業です。

量の見込み・実績値 (年間の実人数)

区分		R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
量の見込み(第2期)	低学年	121 人	125 人	125 人	118 人	119 人
	高学年	28 人	26 人	25 人	24 人	26 人
	合 計	149 人	151 人	150 人	142 人	145 人
実績値(申請者数)	低学年	132 人	117 人	153 人	149 人	—人
	高学年	34 人	34 人	24 人	35 人	—人
	合 計	166 人	151 人	177 人	184 人	—人

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業です。

量の見込み・実績値 (年間の実人数)

区分	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
量の見込み(第2期)	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
実績値	4 人	6 人	4 人	6 人	—人

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業です。

量の見込み・実績値

区分	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
量の見込み(第2期)	検討	検討	検討	検討	検討
実績値	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施

<今後の課題>

共働き世帯の増加により、保育ニーズは増加傾向にあります。また、延長保育や病後児保育などのニーズも増加傾向にあります。安心して仕事と子育てを両立できるよう、保護者の多様な保育ニーズに対応した、教育・保育サービスの提供が必要です。

乳児期の母親には、子育てを行う上で孤立感や不安感があります。また、こどもの健康や教育、経済的な負担など、様々な悩みがあります。そのような悩みを解消し、誰もが安心して子育てできるよう気軽に相談できる環境づくりが必要です。



## 第3章 計画の基本的な考え方

---

## 1 基本理念

### 未来に向かって、すべての子ども・若者の 笑顔あふれるまちづくり

少子化の進行や子ども・若者を取り巻く状況が変化する中で、すべての子ども・若者が将来に夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは、社会全体で取り組むべき重要な課題です。

また、子どもは地域の宝であることから、家庭だけでなく、地域、職場などが支え合いながら、子育てに取り組む必要があります。

さらに、次代を担う子ども・若者が誰一人取り残されず、将来にわたって幸福な状態で過ごせる社会づくりが求められています。

このため、本町においては、これまでの「国富町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念「安心して子育てできる社会づくり」を発展させて、「未来に向かって、すべての子ども・若者の笑顔あふれるまちづくり」を基本理念として掲げます。

## 2 基本方針

本計画は「基本理念」の下、「こども大綱」及び「宮崎県こども未来応援プラン」を勘案しながら、以下を基本方針とします。

### (1)こども・若者の視点に立った施策の展開

こども・若者の意見を広く聴取して、その声を反映させた実効性のある施策を展開します。

### (2)ライフステージに応じた切れ目ない支援

妊娠前から乳幼児期、学童期、思春期、青年期と、各ライフステージに応じて、教育・保育、保健、医療、療育、福祉など切れ目のない支援を社会全体で提供します。

### (3)困難な状況にあるこども・若者に対する支援

障がいや疾病、虐待、貧困、家族の状況など様々な事情により困難な状況にあるこども・若者が安全で安心して生活でき、将来が生まれ育った環境に左右されないよう、その特性やニーズに応じたきめ細かい取組を進めます。

### (4)若者にとって魅力あるまちづくり

若者の雇用や所得の安定を図り、若者が希望するライフプランを描くことができ、若者が自らの選択によって結婚、出産、子育てがしたくなるような魅力あるまちづくりを推進します。

### (5)町民、地域、関係団体、企業等との協働・連携

社会全体での少子化対策を促進するために、町民、地域、関係団体、企業等との協働を進めるとともに、宮崎県や関係機関との連携を図ります。

### 3 施策の重点事項

本計画の「基本理念」及び「基本方針」の下、以下の重点事項に取り組みます。

#### (1) ライフステージを通じた施策

##### <基本施策>

- ① こども達の権利擁護・意見の反映
- ② こども達が安全で健やかに育つことができる環境づくり
- ③ 困難な環境にあるこども達への支援

#### (2) ライフステージ別の施策

##### <基本施策>

- ④ 安心してこどもを生き育てることができる環境づくり(こどもの誕生前から幼児期まで)
- ⑤ 未来を担うこども達の育成(学童期・思春期)
- ⑥ 若者の希望を叶えるまちづくり(青年期)

#### (3) 子育て当事者等への施策

##### <基本施策>

- ⑦ 子育て支援の充実
- ⑧ 共働き・共育ての支援
- ⑨ こどもと子育てにやさしい社会づくり

## 4 施策の体系

基本理念「未来に向かって、すべての子ども・若者の笑顔あふれるまちづくり」の実現に向け、今後5年間に取り組むべき施策を3つの重点事項に整理し、全体で9の基本施策、26の施策の方向性で示しています。

### 【施策体系図】

重点事項	基本施策	施策の方向性
Ⅰ ライフステージを通じた施策	1 子ども達の権利擁護・意見の反映	(1)子ども・若者の権利擁護と社会参画・意見の反映
	2 子ども達が安全で健やかに育つことができる環境づくり	(1)遊びや体験活動の推進 (2)子どもまんなかまちづくり (3)子ども・若者が活躍できる機会づくり (4)子ども・若者の健やかな育ちの実現
	3 困難な環境にある子ども達への支援	(1)子どもの貧困対策 (2)障がい児への支援 (3)児童虐待防止対策 (4)悩みや不安を抱える子ども・若者への支援 (5)子ども・若者の自殺対策 (6)犯罪・事故などから子ども・若者を守る取組
Ⅱ ライフステージ別の施策	4 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり (子どもの誕生前から幼児期まで)	(1)妊娠前から幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 (2)質の高い幼児教育・保育の提供
	5 未来を担う子ども達の育成 (学童期・思春期)	(1)子どもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育の推進 (2)子どもの居場所づくり (3)成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 (4)いじめ防止対策や不登校の子どもへの支援
	6 若者の希望を叶えるまちづくり(青年期)	(1)若者への就職支援 (2)若者にとって魅力ある地域づくり (3)出逢い・結婚への支援
Ⅲ 子育て当事者等への施策	7 子育て支援の充実	(1)子育てや教育に関する経済的負担の軽減 (2)子育て世帯のニーズに応じた支援、家庭教育支援の推進 (3)ひとり親家庭への支援
	8 共働き・共育での支援	(1)男性の育児休業取得支援を通じた「共働き・共育で」の支援 (2)多様な働き方と子育ての両立支援
	9 子どもと子育てにやさしい社会づくり	(1)町全体で出逢いや子育てを応援する気運の醸成



## 第4章 施策の展開

---

## < I ライフステージを通じた施策 >

### 基本施策1 こども達の権利擁護・意見の反映

こどもの権利の保障は、こども基本法の基本理念として掲げられています。

さらに、こどもまんなか社会の実現のためには、こどもの権利の趣旨や内容を広く周知し、社会全体で共有することが重要です。

#### (1) こども・若者の権利擁護と社会参画・意見の反映

こども・若者は、心身の発達の過程にあっても、多様な人格を持った個として尊重されるべき存在です。このため、その権利や利益が積極的に擁護されるように、町民への人権教育に取り組みます。加えて、こども・若者の意見を聞き、こども・若者の視点に立った施策を展開していきます。

#### < 主な事業・取組 >

事業・取組	内容	担当課
特設人権相談所開設	人権擁護委員による特設人権相談所を開設しています。(隔月1回開催)	町民生活課
人権啓発活動	人権啓発活動に取り組みます。国富町では「人権擁護委員の日(6月1日)」「人権啓発強調月間(8月)懸垂幕掲示等」「人権週間(12月4日～12月10日)街頭啓発活動」等を行っています。	町民生活課
こども・若者意見聴取	こども・若者・子育て世帯へ広く意見を聴取するための効果的な方法等を検討して実施します。	企画政策課 福祉課
主任児童委員	民生委員・児童委員の中から指名された委員で、児童福祉に関する支援を専門的に担当する役割を担っています。町では3名の主任児童委員が関係機関と連携して活動します。	福祉課

### 基本施策2 こども達が安全で健やかに育つことができる環境づくり

本町の次代を担うこども・若者には、安全の確保と、心身とも健やかに成長できる環境づくりが重要です。

このような中、国富町子ども・子育て支援事業ニーズ調査(以下、「町民意識調査」という。)の結果によると、町に求める子育て支援策の上位2項目は、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」や「親子が安心して集まれる公園などの屋外の施設を整備してほしい」となっています。また、子育てに有効な支援・対策として、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」や「こどもの教育環境の充実」、「地域におけるこどもの活動拠点の充実」の割合が高くなっています。

これらのことから、子ども達の安全な遊び場や子育てしやすい住居・まちの環境など、ハード面の充実が求められています。さらに、子ども・若者が様々な体験をしたり、活躍できる機会づくりに向けて、教育環境や地域での活動の充実が求められています。また、子ども・若者の健やかな成長のために、健康支援に取り組むことも必要です。

### (1)遊びや体験活動の推進

遊びや体験活動は、子ども達の健やかな成長の原点です。遊びや体験活動を通して、子ども同士や大人、自然や身の回りのモノ・コトと出会い、関わりを持つことは、子ども自身の世界を広げ、成長していくことにつながります。このため、遊びや体験活動の機会の充実に取り組みます。

#### <主な事業・取組>

事業・取組	内容	担当課
地域・学校による体験活動	地域学校協働活動、学校支援活動ボランティア等の各種関係団体と連携し、異年齢の子どもと大人と一緒に体験する活動等、地域人材の活用を図り、地域活動への支援を推進します。	教育総務課 社会教育課
健康づくりのための食育の推進	児童生徒の食事や栄養への関心を高めるため、食生活改善推進協議会と共に調理実習を行うことにより、食に関する知識と選択する力を身に付け、健全な食生活を育むことを支援します。	保健介護課
保育所等における食育の推進	乳幼児期からの食に対する意識づくりを強化するため、教育・保育施設の児童が、食物の苗植えから収穫までを体験することにより、食の大切さを実感してもらい、食に対する感謝の気持ちを育みます。各保育所等での年間食育計画等に沿った取組を行います。	福祉課
学校における食育の推進	児童生徒及び保護者に正しい食に関する知識と望ましい食習慣を身に付けるように献立表や給食だよりを活用して、食育活動の推進を図ります。	教育総務課 学校給食共同調理場
社会教育における食育の推進	家庭教育学級や子育て講座・イベント等の各種講座で食育の推進を図ります。	社会教育課
農業における食育の推進	あらゆるライフステージにおいて、豊かで健康的な食生活を実現するため、食育と地産地消を一体的に推進します。特に子どもの頃から野菜づくりなどの農業体験を実践することにより、食に関する関心や理解の増進を図ります。	農林振興課

文化、歴史、スポーツの教育環境の整備	地域に残る文化・歴史・民俗について、地域単位を主体として学習体験に取り組むことにより、ふるさとに対する愛着と誇りを育みます。総合型地域スポーツクラブにより、積極的に世代間交流等を行い、地域で健全育成に取り組みます。	社会教育課
子ども読書活動の推進	子ども読書活動推進計画の進捗を管理し、本町におけるこどもの読書活動の総合的かつ効果的な推進を図るための企画等を行います。	社会教育課

## (2) こどもまんなかまちづくり

こどもや子育て当事者が安心して、かつ快適に日常生活を送るためには、その視点に立った「こどもまんなか」の生活空間を形成することが重要です。このため、安全で安心して利用できる公園の整備や公共施設のバリアフリー化など、子育てにやさしいまちづくりを推進します。

### <主な事業・取組>

事業・取組	内容	担当課
安全な道路交通環境の整備	道路交通環境整備のため、毎年実施している関係機関との通学路合同点検及び未就学児が日常的に集団で移動する経路(散歩コース)の安全点検の結果を基に整備を行い、安心・安全な歩行空間の確保を図ります。	総務課 都市建設課 教育総務課
安心して外出できる環境整備(公園の安全点検)	公園の定期的な安全点検を行い、遊具等の整備を図ります。	福祉課 社会教育課
森林づくり活動の促進	町民が主体となった森林整備・保全活動によって、水源かん養や土砂災害の防止機能が維持、増進されるとともに、次世代に対して豊かな郷土の森林を引き継いでいきます。	農林振興課
河川の利用	河川とのふれあいを目的に、こどもの環境学習、自然体験及び町民の交流の場として「本庄川かわまちづくり事業」の活用を図ります。	都市建設課

## (3) こども・若者が活躍できる機会づくり

訪日外国人や日本に居住する外国人が増加するなど、グローバル化が一層進んでいることから、こども・若者がライフステージの早い段階から国際化に対応できるコミュニケーション能力を育成するための取り組みが求められています。このため、異文化や多様な価値観等の理解を推進する教育の充実に取り組み、国際社会で活躍できる人材の育成を図ります。また、外国人のこども・若者等に対する教育への対応にも取り組みます。

<主な事業・取組>

事業・取組	内容	担当課
多文化交流の推進	国際感覚の育成につながる各種交流事業を推進し、こども・若者が外国文化に触れることができる機会の提供に努めます。	企画政策課
男女共同参画の理解の促進	男女共同参画の理解の促進を進めるため、学習の提供、広報・啓発活動を実施し、また、国富町男女共同参画基本計画を総合的かつ計画的に推進するために体制の充実を図ります。	企画政策課
ジェンダー平等の実現に向けての啓発	全ての人が性別の違いなど多様性への理解を深め、互いに尊重し、自分らしく生き活きと暮らすことができる社会に向けて機運醸成や啓発に努めます。	企画政策課

(4)こども・若者の健やかな育ちの実現

10代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増加等の問題に対応することが必要です。このため、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図るとともに、栄養管理を含めた健康管理、喫煙、薬物等に関する教育の充実と子育て支援に取り組みます。

<主な事業・取組>

事業・取組	内容	担当課
相談体制の充実	妊娠や出産に関する様々な悩みに応じて、必要な関係機関等につなげます。	保健介護課
不妊治療対策の推進	こどもを望む夫婦に対して不妊の原因を特定し、早期に不妊治療を実施できるように費用の一部助成を行います。	保健介護課

**基本施策3 困難な環境にあるこども達への支援**

地域のつながりが希薄化している中で、こども・若者に関して顕在化しにくい問題に対応するため、問題の未然防止、早期発見に取り組むことが重要です。

国富町子どもの生活状況調査(以下、「町民意識調査」という。)の結果によると、「いつも不安」を抱えているこどもの割合は半数以上となっています。このような中で、困りごとや悩みごとの相談相手について、「だれにも相談できない、相談したくない」の割合は約1割となっています。

これらのことから、悩みや不安を抱えるこども達に対する支援に取り組むため、貧困、障がい、虐待、家族の状況など様々な事情により困難な状況にあるこども・若者に対する取り組みを行います。

## (1)こどもの貧困対策

こどもの貧困は、経済的な困窮だけでなく、学習面や生活面、心理面など様々な面において、こどものその後の人生に影響を及ぼすことから、貧困の連鎖を断ち切るために取り組むことが重要です。このため、こどもが家庭の経済状況に関わらず健やかに成長できるよう支援に取り組めます。

### <主な事業・取組>

事業・取組	内容	担当課
こどもの貧困に関する 周知・啓発	こどもの貧困について、町民、地域、関係機関、関係団体、行政等に向けた講演会等の啓発活動や資料の作成・配布等の積極的な情報を発信します。地域全体に広く理解と協力を求めることで様々な課題を抱える家庭のこどもと保護者を見守ります。支える機運の醸成や支援に関わる人材の育成を通し、社会全体でこどもの未来を応援する社会の実現を目指します。	福祉課
相談支援体制の充実	教育・保育施設や地域子育て支援センター、学校等の関係機関と連携を図りながら、家庭相談員やコーディネーター(支援員)が相談に応じます。相談に来られない家庭の親子に対しては、家庭訪問等を通じて、個々の家庭の抱える課題に対して、適切な支援へ繋げる相談支援体制や機能の充実を図ります。	福祉課 教育総務課
自立支援の充実 (再掲) P63 II-6-(1)	生活を立て直すために必要な支援を行い、助言や指導を行います。また、生活困窮者自立支援制度により、生活保護に至る前の段階の自立支援策を強化し、生活困窮者を支えます。	福祉課
包括的支援の充実 (再掲) P52 I-3-(3)	こどもに関する課題の多くは家族の経済問題や親の病気等の課題を伴う等のケースが見られ、担当課や支援機関のみでは対応できない複雑化・複合化した課題に対応する必要があります。これらの課題に包括的な支援を行うため、関係課や支援機関と連携して相談支援を充実させ、必要に応じて伴走型の支援を行います。	福祉課

生理の貧困への取組	経済的な理由や家庭環境などが原因で、生理用品の準備が難しい方への無償配布に取り組みます。	企画政策課 教育総務課
-----------	--	----------------

## (2)障がい児への支援

病気や障がいがある子ども・若者が安心して地域で暮らせることが必要です。このため、家族や地域の協力を得ながら、保健・医療・福祉等の関係機関と連携を図り、支援に取り組みます。

### <主な事業・取組>

事業・取組	内容	担当課
障害児保育事業	集団保育が可能な障がいのある未就学児童への障害児保育事業の充実に努めます。	福祉課
事後指導の充実	必要に応じて障がい児通所施設のスタッフ等と合同で、すべての教育・保育施設を訪問し、乳幼児健診後に再度指導していきます。継続支援等が必要な場合は、就学に向けて、訪問を重ね、適宜ケース会議等を開催し、関係機関との連携を強化します。	福祉課
障がいの早期発見	乳幼児健康診査・健康相談において成長・発達の遅れ、障がいの疑いのある子どもを早期に発見し、一人ひとりの個性に応じた健やかな成長、発達を促すための支援の充実に努め、必要に応じて、療育施設の紹介等を行い、教育・保育施設等の連携を図ります。	福祉課 保健介護課
相談支援体制の充実	障がいのある児童の家族の精神的負担の軽減や、療育に関する相談窓口として、指定障がい児童相談支援事業所を含め、関係機関との連携を図ります。	福祉課 保健介護課
学校教育の充実	障がいのある子どもの自立と社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学校教育を推進することができるよう、教育上の相互理解や専門性の向上、環境整備に努めます。	教育総務課
子ども家庭センターの設立 (再掲) P51 I-3-(3) P53 I-3-(4) P55 I-3-(6) P65 III-7-(2)	「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の意義や機能を維持した上で、子ども家庭センターを設立します。すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能により一体的に相談支援を行います。	福祉課 保健介護課

障害児通所サービス事業の利用促進	児童発達支援事業所との連携を強化しながら、障がいに対する専門的な個別訓練等を行える施設で、一人ひとりの特性に応じた療育を受けられるように、通所サービス事業の利用促進を図ります。	福祉課
障害児在宅サービス事業の利用促進	ノーマライゼーションの理念の下、障がい児の日常生活を支援するため、居宅介護サービス事業、補装具給付事業及び地域生活支援事業の利用促進を図ります。	福祉課
障害福祉サービス事業の周知	自立を目指すため、18歳到達時には就労移行支援等の障害福祉サービス事業の周知に努めます。	福祉課
重度心身障害者医療費給付事業	重度の身体障がい又は知的障がいのある方が支払った医療費の一部を助成します。	福祉課
医療的ケア児の支援体制の構築	医療的ケア児とその家族が必要な支援を受けられるように、関係機関が連携し、情報の共有や課題の整理を行うなど、医療的ケア児の支援体制の構築に取り組みます。	福祉課

### (3) 児童虐待防止対策

こども達への虐待は、夫婦関係の不和など家族関係上のストレス、失業や借金などの経済的問題、保護者やこどもの健康問題、近隣からの孤立など、多くの問題が複合的に作用して発生します。このため、関係機関が連携しながら、児童虐待の未然防止や早期発見などに取り組みます。

#### <主な事業・取組>

事業・取組	内容	担当課
こども家庭センターの設立 (再掲) P50 I-3-(2) P53 I-3-(4) P55 I-3-(6) P65 III-7-(2)	「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の意義や機能を維持した上で、こども家庭センターを設立します。すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能により一体的に相談支援を行います。	福祉課 保健介護課
一時保護に関する連携強化	一時保護等が必要と判断した場合、児童相談所長等への通知や児童相談所へ適切な援助を求める等、県との連携強化を図ります。	福祉課

乳児家庭全戸訪問事業の 推進	乳児及びその保護者の心身の状態及び養育環境を把握し、育児不安が強い、また虐待リスクが高い等支援が必要な人の早期発見、早期対応を図ります。	保健介護課
要保護児童対策地域協議会の機能強化	虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のために、地域の関係機関との連携及び情報収集・共有により支援を行う「国富町要保護児童対策地域協議会」の取組の強化に努めます。同協議会に、本町の担当課のほか、児童相談所、保健所、主任児童委員、教育・保育施設、児童養護施設、学校、教育委員会、警察、医療機関等の民間団体等、幅広い関係者の参加と更なるネットワーク化を図ります。要保護児童対策地域協議会において、支援を必要とする児童の早期発見や支援を図るため、関係機関等で情報を共有し、相互の連携強化を図っていきます。	福祉課
児童虐待防止の啓発	こどもの生命が奪われる心中を含めた重大な虐待事件を防止するため、児童虐待問題に対する関心と理解を得られるよう、児童虐待防止のための広報・啓発に取り組みます。	福祉課
包括的支援の充実 (再掲) P50 I-3-(1)	こどもに関する課題の多くは家族の経済問題や親の病気等の課題を伴う等のケースが見られ、担当課や支援機関のみでは対応ができない複雑化・複合化した課題に対応する必要があります。これらの課題に包括的な支援を行うため、関係課や支援機関と連携して相談支援を充実させ、必要に応じて伴走型の支援を行います。	福祉課

#### (4) 悩みや不安を抱えるこども・若者への支援

地域のつながりが希薄化している中で、ひきこもりやヤングケアラーは顕在化しにくい問題です。

このため、関係機関が連携しながら、悩みや不安を抱えているこども・若者への支援の充実を図ることで、問題の未然防止、早期発見などに取り組みます。

<主な事業・取組>

事業・取組	内容	担当課
子ども家庭センターの設立 (再掲) P50 I-3-(2) P51 I-3-(3) P55 I-3-(6) P65 III-7-(2)	「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の意義や機能を維持した上で、子ども家庭センターを設立します。すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能により一体的に相談支援を行います。	福祉課 保健介護課
ひきこもり対策	ひきこもり者や閉じこもり者とその家族に対し、心身の健康に関する相談支援を実施します。ひきこもり者や閉じこもり者が孤立することがないように、ひきこもりや閉じこもりについての正しい知識の普及啓発に努めます。	福祉課 教育総務課
ひきこもり支援(参加支援)	ひきこもりの状態にある子ども・若者やその家族が社会とのつながりを築き、自己肯定感を取り戻すことができるよう、社会福祉協議会を始めとする支援関係機関と連携します。また、就労支援や交流会の開催等、本人に寄り添った支援を行います。	福祉課
ヤングケアラー支援体制の構築	ヤングケアラーへの適切な支援のために、学校等の関係機関と連携して、相談体制の構築や、介護等の負担を軽減するための支援、サポートを行います。	福祉課

(5)子ども・若者の自殺対策

全国的にいじめや学校内の人間関係、家庭内問題等を理由に自殺に追い込まれる子どもがいることから、子どもが自ら命を絶つようなことのない社会づくりが求められています。このため、自殺予防の普及啓発に取り組むとともに、SOSの出し方に関する教育の推進、悩みや不安を安心して相談できる体制づくりに努めます。

<主な事業・取組>

事業・取組	内容	担当課
自殺予防に関する啓発	自殺予防やメンタルヘルスの大切さについての啓発を行うとともに、相談窓口等の周知に取り組みます。	福祉課 保健介護課
相談窓口の周知・連携	身近な相談窓口の発信・周知を図るとともに、相談に対して関係課及び関係機関、団体等と連携して対応を行います。	福祉課 保健介護課

子育て家庭の心の健康づくり	妊娠や出産、子育て、家庭の問題等、様々な困難、課題に対して健康相談等により心の健康づくりを図ります。	福祉課 保健介護課
こども・若者の心の健康に関する教育 (再掲) P61 II-5-(4)	小中学校において、いのちや心の健康に関する授業を通して、ストレスへの対処法やSOSの出し方に関する教育を実施します。	教育総務課 福祉課
専門家による相談体制の充実 (再掲) P62 II-5-(4)	学校とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育支援センター指導員、家庭相談員等関係機関が連携し、教育相談体制の充実やいじめ・不登校対策に努めます。	教育総務課 福祉課

#### (6) 犯罪・事故などからこども・若者を守る取組

自らの安全を十分に確保できない幼少期や、活動範囲が徐々に拡大していく就学期、社会の一員として自立し始める青年期など、こども・若者の成長過程によって変化していく安全・安心の確保に取り組むことが必要です。このため、保育所・幼稚園・認定こども園、学校、地域、関係民間団体及び警察と連携強化を図り、犯罪対策や交通事故防止策の推進に努めます。また、地域ぐるみでこどもたちを犯罪等の被害から守るための活動の推進に努めます。

#### <主な事業・取組>

事業・取組	内容	担当課
情報モラル教育の推進 (インターネット対策)	スマートフォンなど、インターネット環境が急速に進展しており、その弊害もみられるようになっていきます。児童生徒による有害サイトへのアクセス問題やネットいじめなどについては、「情報モラル」として、発達段階・学年に応じて正しいメディアとのつきあい方の基となる考え方と態度を指導していきます。	教育総務課
こどもを犯罪から守る活動	関係機関との連携を強化し、ボランティア等による登下校時の見守り活動、声かけ事案等発生時の教育・保育施設、小中学校等への情報提供等、こどもだけでなく、保護者においても安心安全な環境づくりに努めます。	総務課 教育総務課 社会教育課
地域声かけ運動の推進	青少年育成町民会議が中心となり地域での声かけ運動を推進します。	社会教育課

交通安全対策の充実	警察署、交通安全協会と連携して、交通安全対策事業を推進します。また、町内主要箇所において、関係機関や町交通指導員により、街頭指導を実施します。さらに、広報を通して、交通安全意識の普及を図ります。	総務課
非行等への対策の推進	非行・犯罪被害を未然に防ぐため、児童生徒および保護者への啓発・情報提供に努めます。	教育総務課
学校施設の安全対策の推進	地震等の災害に配慮した施設整備に努めます。児童生徒が安心して学校生活を送れるように、危機管理を徹底するとともに、教職員の危機管理に関する研修の充実に努めます。	教育総務課
こども家庭センターの設立 (再掲) P50 I-3-(2) P51 I-3-(3) P53 I-3-(4) P65 III-7-(2)	「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の意義や機能を維持した上で、こども家庭センターを設立します。すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能により一体的に相談支援を行います。	福祉課 保健介護課
地域安全活動の推進	地域安全活動推進のために、東諸地区防犯協会や警察署と連携し、地域安全運動や街頭キャンペーンを通して防犯思想の普及を図ります。また青パト隊によるパトロールや、こどもの通学時の見守り等の活動を実施します。	総務課 社会教育課

## < II ライフステージ別の施策 >

### 基本施策4 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

#### (こどもの誕生前から幼児期まで)

本町で安心して子どもを産み育てられる環境をつくるためには、妊娠や子育てへの不安や負担を軽減することが重要です。

このような中で、町民意識調査の結果によると、就学前児童の保護者については、子育てに関して不安感や負担感を「感じる」割合が5割を上回っています。また、子育てをする中で有効だと感じる支援・対策で「保育サービスの充実」、「地域における子育て支援の充実」が5割前後となっています。

これらのことから、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、切れ目のない保健・医療の支援体制を充実させるとともに、質の高い幼児教育や保育の提供に取り組むことなどが重要です。

(1) 妊娠前から幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保

安心して子どもを産み育てることができるよう環境づくりが必要です。このため、保健、医療、福祉、教育の各分野の連携を図り、産前産後の支援の充実など母子保健の充実に取り組みます。また、乳幼児健診等の推進に取り組みます。

<主な事業・取組>

事業・取組	内容	担当課
伴走型相談支援の充実 (妊婦等包括相談支援事業)	妊娠、出産、育児に対する正しい知識を普及し、妊娠期から子育て期にわたり、継続的な相談や支援を行い、保護者等の子育てに対する不安の軽減や安心して子どもを産み育てられる環境づくりを図るため、保健センターの機能の充実を図ります。	保健介護課
妊婦健康診査助成	妊婦健康診査費用の助成を行い、母体の健康と胎児の健やかな成長及び安全な出産が迎えられるように経済的な不安を軽減します。	保健介護課
妊産婦の保健指導の充実	母子健康手帳の交付、妊婦健康診査の結果から、妊娠高血圧症候群や妊娠糖尿病の予防、母の将来の生活習慣病予防のために必要な保健指導を実施します。また、低出生体重児の割合の減少を目指します。	保健介護課
産後ケア事業	出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポートを助産所と連携して行い、産後も安心して子育てができる環境づくりに努めます。 また、流産・死産を経験した方に対する支援を行います。	保健介護課
乳幼児の保健指導の充実	乳幼児健診時における月齢に応じた発育発達に関する保健指導を継続し、必要に応じて教育・保育施設、その他関係機関と連携を図り、就学前まで切れ目のない支援を行っていきます。	保健介護課
相談・支援体制の充実	乳児健康相談や幼児健康診査等の場で、個別問診等を実施し、その乳幼児と保護者に応じた助言等を行います。保健センターでは、随時育児に関する相談を受け付け、教育・保育施設訪問等でも施設との連携を強化します。	保健介護課

<p>歯科保健対策の充実</p>	<p>妊婦及び幼児に歯科健康診査を実施します。妊婦に対しては、妊娠に伴いリスクが高くなるむし歯や歯周病を予防するために適切な知識の普及を図ります。また、乳幼児に対しては、むし歯にならない丈夫な歯をつくるために適切な知識の普及啓発やフッ化物塗布の健診での実施や医療機関で実施する際の助成を図ります。</p> <p>各保育所・認定こども園で実施するフッ化物洗口費用の助成を行います。</p>	<p>保健介護課 福祉課</p>
<p>新生児聴覚検査助成事業</p>	<p>新生児の聴覚検査費用を助成し、聴覚障がい の早期発見・早期治療に努めます。</p>	<p>保健介護課</p>
<p>産婦健康診査助成事業</p>	<p>産婦の心身の健康状態を確認し、産婦の将来 の生活習慣病予防や産後うつ の予防、虐待予防を図るため産婦健康診査費用の助成を行います。</p>	<p>保健介護課</p>
<p>小児医療体制の充実</p>	<p>県、近隣市町、関係機関と連携し、こどもが病 気やけがをした時、安心して適切な医療が受け られるように体制の充実に努めます。保護者 に対しては、「#8000」「小児や緩急病センター」 の紹介、「こども救急ガイド」を活用し情報提供 を行います。</p>	<p>保健介護課</p>
<p>妊娠期からこどもの健康を 支える取組の推進</p>	<p>すべてのこどもが健やかに育つように、妊娠・ 出産期からの切れ目のない母子保健対策の充 実を図るとともに、関係機関及び学校保健との 連携により健康づくりを推進します。こどもの健 康を支える取組を通して支援を必要とする家庭 を早期発見・早期把握し、保健師や助産師、関 係機関等の専門的な見地から相談支援を行 います。適切なサービスの情報提供を通して養 育状況の悪化を防ぐように努めます。</p>	<p>保健介護課</p>
<p>こどもの食事や栄養の確 保、食育の推進</p>	<p>乳幼児健診等において、就学前児童の保護者 を対象に幼児期の食育について栄養士の個別 相談等を行います。地域と連携した世代間交 流の取組等を通してこどもの発育状況、栄養状 態を把握し、必要に応じた栄養が確保でき るように食育や栄養指導の充実を図ります。</p>	<p>保健介護課</p>

定期予防接種等の推進	定期予防接種等の実施及び接種に関する個別通知、啓発に努めます。	保健介護課
------------	---------------------------------	-------

## (2)質の高い幼児教育・保育の提供

こどもが成長する過程において、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。このため、質の高い幼児教育・保育を実施できるよう取り組みを進めます。また、引き続き、多様なニーズに対応できる保育サービスの提供に取り組みます。

### <主な事業・取組>

事業・取組	内容	担当課
幼児教育・保育 (再掲) P68 III-9-(1)	教育・保育施設等の関連機関との連携を強化し、幼児期の教育及び保育の内容の充実を図るとともに、多様化するニーズに対応した、保護者が利用しやすくこどもの育ちを大切にしたいサービスを提供します。	福祉課
幼保小連携・接続推進事業 と一貫教育の推進	教育・保育施設と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校の連携を進め、各学校間でのこどもたちに身に付けさせたい資質・能力・態度等を明確にして、一貫性のある継続的な指導を推進します。	福祉課 教育総務課
延長保育事業 一時預かり事業 病後児保育事業 (再掲) P68 III-9-(1)	保護者の多様な就労形態や通勤時間等に対応し、また、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児や、こどもが病後の回復期に自宅での保育が困難な場合等に対応するため、延長保育、一時預かり、病後児保育の充実に努めます。	福祉課
保育所等の施設整備	安心・安全な教育・保育施設の環境の整備や、多様な保育サービスに対応できるように、国の交付金事業等を活用しながら施設・設備の整備を支援します。	福祉課
就学前の教育・保育の提供	すべての乳幼児期のこどもの人間形成の基礎をはぐくむ環境を整えるため、本町で実施している様々な子ども・子育て支援事業を推進し質の高い就学前の教育・保育の提供を図るとともに、就学前の教育・保育の量的な充実を図ります。	福祉課

## 基本施策5 未来を担う子ども達の育成(学童期・思春期)

情報化やグローバル化が進行する中で、本町の次代を担う子ども達が豊かな人間性と社会性を兼ね備え、たくましく成長できるよう教育に取り組むことが重要です。

町民意識調査の結果によると、学校の授業がわからないこどもの割合が約1割となっています。このような中で、中学2年生については、「勉強を無料でみてる場所」に利用意向がある割合は4割を上回っています。就学前児童の保護者については、こどもが小学校低学年の間における放課後の居場所として「放課後児童クラブ(学童保育)」を希望しているのは3人に1人となっています。

これらのことから、学力向上のための取組の充実やこどもの居場所の確保を図ることが必要です。また、学校・家庭・地域と連携して教育を推進します。

### (1)こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育の推進

学童期は、こどもにとって心身が大きく成長する時期です。さらに、自己有用感や道徳性、社会性などを育む重要な時期でもあります。このため、学校がこどもにとって大切な居場所の一つとなるよう、学校生活の充実を図り、本町の未来を担う子ども達をはぐくむ教育を推進することが必要です。

#### <主な事業・取組>

事業・取組	内容	担当課
小・中一貫教育の推進と 小・中・高連携 (再掲) P61 II-5-(3)	小中一貫教育を推進するとともに、小中高で連携しながら、児童生徒の実態や地域の特性等を踏まえた特色ある教育課程の編成に取り組みます。	教育総務課
健やかな体の育成	生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、また心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身につけさせるため、現状を踏まえながら体育の授業や健康教育の充実に努めます。	教育総務課 社会教育課
学校運営協議会の充実	学校運営協議会を通して、学校教育のあり方について地域社会から広く意見を聞くことにより、学校教育の活性化と地域に開かれた学校づくりに努めます。	教育総務課
学校と地域との連携	小中学校の学習支援等のため、地域学校協働本部が調整役となり、学校と地域ボランティアをつなぎます。	社会教育課

学校教育の充実	「わかる授業」の展開によって、児童生徒一人ひとりの理解や習熟の程度に応じた指導を行います。様々な体験活動の提供による自己肯定感の育成や成長といったキャリア発達を促す効果的な取組の実施に努めます。特別支援教育支援員の配置によって、様々な特性のある児童生徒に対し、学校内における児童生徒の生活・身体介助、身辺処理、学習等の支援を行います。	教育総務課
---------	---	-------

## (2) こどもの居場所づくり

子ども達が安心して過ごせる場所を持つことができるよう、社会全体で子ども達を支える取組を進めることが求められています。このため、地域で交流できる場づくりなど子どもを見守る取組の促進や放課後児童クラブ(学童保育)の充実に取り組みます。

### <主な事業・取組>

事業・取組	内容	担当課
地域食堂支援事業	地域の子ども達が安心して過ごせる地域食堂等の居場所をつくり、こどもの生活面を支援するため、関係団体等と連携し、こどもの居場所づくりを推進します。	福祉課
放課後児童健全育成事業 (再掲) P69 III-9-(1)	放課後児童クラブの充実を図り、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。従事者の人材確保や人材育成に努めながら障がい児の受入れを推進します。	福祉課

## (3) 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

地域とのつながりが希薄化する中では、子ども達が郷土に愛着を持つことができるよう教育に取り組み、また、子ども達を自立した社会人として育てることが必要です。このため、コミュニティスクールやキャリア教育の推進に取り組みます。

<主な事業・取組>

事業・取組	内容	担当課
地域・学校による体験活動	地域学校協働活動、学校支援活動ボランティア等の各種関係団体と連携し、異年齢の子どもと大人と一緒に体験する活動等、地域人材の活用を図り、地域活動への支援を推進します。	教育総務課 社会教育課
小・中一貫教育の推進と 小・中・高連携 (再掲) P59 II-5-(1)	小中一貫教育を推進するとともに、小中高で連携しながら、児童生徒の実態や地域の特性等を踏まえた特色ある教育課程の編成に取り組みます。	教育総務課
ゲストティーチャーを招いて の学校教育の活性化	校外活動等を中心に、ゲストティーチャーの招へいを通して、地域やより専門的な立場からの話を聞く場面を取り入れるように、各学校に働きかけます。	教育総務課
キャリア教育への支援	勤労体験、職場体験学習、栽培活動、福祉に関する学習、ボランティア活動等の社会貢献活動に貢献する方法について、その意義を理解し、積極的な推進に努めます。	教育総務課 福祉課

(4)いじめ防止対策や不登校の子どもへの支援

いじめは、子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、最悪の場合、自殺につながりかねない深刻な問題です。また、全国的に増加傾向にある不登校は、本人、家庭、学校など様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、どの子どもにも起こり得るものです。このため、いじめの未然防止の取組や不登校の早期解決を図るための取組を進めます。

<主な事業・取組>

事業・取組	内容	担当課
相談窓口の連携強化	いじめ、子育て、人権、DV、借金や貧困、就労、障がい、心身の健康に関する相談等様々な悩みへの相談対応を実施するとともに、複数の支援が必要な場合は、各窓口間の連携を強化します。	関係各課
子ども・若者の心の健康に関する教育 (再掲) P54 I-3-(5)	小中学校において、いのちや心の健康に関する授業を通して、ストレスへの対処法やSOSの出し方に関する教育を実施します。	教育総務課 福祉課 保健介護課

思春期保健対策の充実	感受性の豊かな思春期において命の大切さを理解し、心身ともに健やかに成長できるように、関係機関と連携をとって支援の充実を図ります。	教育総務課
(再掲) ひきこもり対策	ひきこもり者や閉じこもり者とその家族に対し、心身の健康に関する相談支援を実施します。ひきこもり者や閉じこもり者が孤立することがないように、ひきこもりや閉じこもりについての正しい知識の普及啓発に努めます。	福祉課 教育総務課
スクールカウンセラーの活用	スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置を継続し、教育相談体制の充実を図ります。	教育総務課
専門家による相談体制の充実 (再掲) P54 I-3-(5)	学校とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育支援センター指導員、家庭相談員等関係機関が連携し、教育相談体制の充実やいじめ・不登校対策に努めます。	教育総務課 福祉課

## 基本施策6 若者の希望を叶えるまちづくり(青年期)

本町の少子化に歯止めをかけるためには、次代の親となる若者にとって魅力あるまちづくりに取り組むことが重要です。

このような中で、本町の若者の未婚率は男女とも高まっています。また、合計特殊出生率は県内では宮崎市に次いで低い水準となっています。

これらのことから、若者の雇用の確保や定住への支援、出逢いや結婚への支援に取り組むことが必要です。

### (1) 若者への就職支援

若者が継続的に就労し、安定した収入を確保できることが、若者が本町に住み続け、結婚や子育てなど希望するライフプランを実現するために重要です。このため、若者が経済的に不安なく生活することができるよう就職支援に取り組めます。

#### <主な事業・取組>

事業・取組	内容	担当課
地方版ハローワーク事業	ハローワークの求人情報を提供しています。町民雇用環境の改善及び町内企業の人材確保を目的としています。	企画政策課

自立支援の充実 (再掲) P49 I-3-(1)	生活を立て直すために必要な支援を行い、助言や指導を行います。また、生活困窮者自立支援制度により、生活保護に至る前の段階の自立支援策を強化し、生活困窮者を支えます。	福祉課
--------------------------------	---	-----

## (2) 若者にとって魅力ある地域づくり

本町にとって、若者が町外に流出することは大きな課題となっています。このため、魅力ある雇用の創出やUIJターンのさらなる促進など、若者の定着に結びつく取り組みを進めます。

### <主な事業・取組>

事業・取組	内容	担当課
移住・定住支援 (再掲) P69 III-9-(1)	移住・定住希望者に、本町で暮らす魅力やニーズに応じた情報をワンストップで提供するなど、きめ細かなサポートを行います。	企画政策課
住宅確保に関する情報	町内の空き家情報や町営住宅、定住促進住宅情報を提供します。	財政課 都市建設課

## (3) 出逢い・結婚への支援

ライフスタイルの変化や価値観の多様化などにより、未婚化・晩婚化が進行しています。このため、出逢いの機会の創出への支援を図るとともに、若い世代が結婚に対してポジティブなイメージを持つことができるよう気運の醸成に取り組みます。

### <主な事業・取組>

事業・取組	内容	担当課
男女の出逢いを応援する事業 (再掲) P69 III-9-(1)	結婚を希望する独身男女の出逢いの場の創出に取り組みます。	企画政策課
結婚新生活支援事業 (再掲) P69 III-9-(1)	新婚世帯の町内への定住促進および民間賃貸住宅の活用を図るため、費用の一部を助成します。	福祉課

## <Ⅲ 子育て当事者等への施策>

### 基本施策7 子育て支援の充実

核家族化の進行やひとり親家庭が増加している中で、子育て支援については、子どもや子育て世帯の状況に応じて、きめ細かな支援に取り組むことが重要です。

このような中で、町民意識調査の結果によると、子育てをする上での悩みの第1位は「子どもの教育に関すること(子育てで出費がかさむことも含む)」となっています。また、こどもが病気やケガのときの対応について「母親が休んだ」割合が約8割となっています。

これらのことから、様々なニーズに応じた支援を図ることで、子育ての負担の軽減に取り組むことが必要です。

### (1)子育てや教育に関する経済的負担の軽減

子育てに関する不安や負担は主に「子育てにお金がかかる」という経済的負担感です。これまでも国の制度に沿って、幼児教育・保育の無償化(令和元年)、児童手当の拡充(令和6年)などに取り組んできましたが、引き続き、取組の充実に努めます。

#### <主な事業・取組>

事業・取組	内容	担当課
保育料の軽減 (再掲) P69 Ⅲ-9-(1)	保育料は国の基準より低い金額を設定して町独自で軽減を行います。また2人以上入所している場合、国の支援制度とは別に町が独自に第2子保育料の無償化を行います。	福祉課
児童手当 (再掲) P69 Ⅲ-9-(1)	児童の健やかな成長に役立てることを目的に、18歳未満の児童を養育する保護者等に手当を支給しています。	福祉課
こどもの医療費の助成 (再掲) P69 Ⅲ-9-(1)	こどもの健康福祉の向上のために、こどもにかかる医療費を中学校卒業まで助成することにより医療を受けやすい環境を整えます。	福祉課
育成医療費の給付	身体上の障がいや有する児童や、現在の病気を放置すると将来障がいを残すと認められる児童に対し、必要な医療の給付を行うことにより、児童及びその家族の負担軽減を図ります。	福祉課
就学援助事業	経済的な理由により、就学困難な児童生徒の保護者に対し就学援助費を支給しています。	教育総務課
乳幼児期の子育て家庭への支援	子ども医療費助成事業や特定子ども・子育て支援施設の無償化等を通して子育てにかかる経済的な負担の軽減を図るとともに、様々な理由で一時的にこどもの見守りを行うファミリーサポートセンター事業や一時預かり事業等を行い、保護者のニーズに対応していきます。	福祉課

## (2) 子育て世帯のニーズに応じた支援、家庭教育支援の推進

子育て世帯が大きな不安や負担なく子育てを行っていくためには、地域の中で、それぞれの家庭のニーズに応じた支援を受けられることが重要です。このため、地域における子育て支援サービスの充実を図るとともに、保護者が家庭教育に関する学習や相談ができるよう取り組みます。

### <主な事業・取組>

事業・取組	内容	担当課
こども家庭センターの設立 (再掲) P50 I-3-(2) P51 I-3-(3) P53 I-3-(4) P55 I-3-(6)	「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の意義や機能を維持した上で、こども家庭センターを設立します。すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能により一体的に相談支援を行います。	福祉課 保健介護課
地域子育て支援センターの充実 (再掲) P69 III-9-(1)	地域子育て支援センターを子育て支援のネットワークの拠点として充実し、乳幼児を育てている保護者が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、精神的な安心感を得ながら問題解決への糸口を探す機会の提供や育児相談、親子教室等を行います。育児不安の解消や子育てサークルづくりの手伝いを行う等の活動の強化を図ります。	福祉課
子育て支援情報の発信	町の広報紙やホームページ、SNS等により、子育てに関する情報提供や支援の啓発に努めます。	福祉課
地域福祉体制の推進	社会福祉協議会のボランティアセンターとの連携を強化し、ボランティア等による地域で子育てを支援する体制づくりを推進するとともに、それを担うボランティアの育成に努めます。	福祉課
学校支援による子育て体制	教育・保育施設、小学校、中学校、高等学校の連携を推進します。	福祉課 教育総務課
ファミリーサポートセンター事業	こどものけがや病気等の緊急時や冠婚葬祭、短時間の預かり等のニーズに対応するため、地域住民同士の育児に関する互助活動で、サービス提供者・利用者ともに登録する会員組織によって運営します。ファミリーサポートセンター事業の周知を図るとともに利用者のニーズに応じた事業を実施します。	福祉課

家庭教育の推進	家庭教育の充実を支援するとともに、子育てについての情報を共有化し、保護者同士のつながりの強化に努めます。	社会教育課
---------	--	-------

### (3)ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭は厳しい経済状況にあることから、こどもにとって不利益が生じることがないように、子育てを支えていくことが必要です。このため、こどもの健全な育成に向けて、きめ細かな福祉サービスの展開に加え、自立に向けた就業支援に取り組みます。また、関係機関等と連携した資格取得の支援や求職活動の相談など態勢の充実に努めます。

#### <主な事業・取組>

事業・取組	内容	担当課
生活安定とこどもの健全育成	ひとり親のこどもたちの健全育成のための児童扶養手当や医療費助成等の経済的支援を行います。	福祉課
相談体制の充実	ひとり親家庭の様々な悩みについて、関係機関と連携を図りながら相談事業を実施します。	福祉課
母子寡婦福祉会への支援	町母子寡婦福祉会への支援を行い、ひとり親家庭や寡婦世帯に対し、経済的自立につながる生活一時金の貸付等の支援を行います。	福祉課
ひとり親家庭の生活支援と自立促進	ひとり親家庭のこどもの健全な育成を図るために、児童扶養手当の支給やひとり親家庭医療費助成等の経済的支援、高等職業訓練促進給付金等事業、自立支援教育訓練給付金事業等の就業支援を継続して実施していきます。ひとり親家庭だけでなく、障がいのあるこども等生活のしづらさを抱えるこどもがいる家庭に対しても、こどもの健やかな成長を促し生活の安定と向上を図るため、それぞれの家庭の状況に応じた日常生活を支援するための相談や支援の充実に努めます。	福祉課

## 基本施策8 共働き・共育ての支援

共働き夫婦が増加している中で、育児の負担は依然として女性に集中していることから、男性の育児への参加が求められています。

このような中で、本町においても共働き夫婦の割合は増加傾向で推移しており、末子が1歳以上の夫婦の8割以上が共働きとなっています。また、町民意識調査の結果によると、男性の育児休業の取得率は依然として低い状況にあります。

これらのことから、女性の育児負担の軽減を図るために、男性の積極的な育児参加を促進することが必要です。

### (1) 男性の育児休業取得支援を通じた「共働き・子育て」の支援

共働き夫婦が増えている中で、育児の負担は女性に集中する傾向にあります。このような中、男性の育児参加への関わりは以前よりも進んできましたが、引き続き育児の負担が女性に集中しないような取り組みが求められています。このため、男性の家事・育児への積極的な参画を促進するとともに、共働き・子育ての第一歩である男性の育児休業取得促進に取り組みます。

#### <主な事業・取組>

事業・取組	内容	担当課
男女共同参画の意識の啓発	「男女の事実上の平等」を目指す男女共同参画社会の形成の促進に向け、家庭・職場・地域において、その阻害要因となる固定的性別役割分担意識に基づく制度・慣行の見直しに向けた主体的な取組が促進されるように、多様な機会を捉える男女共同参画に関する情報提供等の広報・啓発を推進します。町民一人ひとりの男女共同参画意識のかん養を図る、あらゆる場における教育・学習の充実に努めます。	企画政策課 教育総務課
男女共同参画による子育ての促進	イクメンの推進、イクボス宣言等の啓発を図り、男性が子育てに参加する啓発の促進を図ります。	企画政策課
育児休業制度の推進	男性が職場の中心や、業務判断を行う立場を担うことが多い現状で、育児休業を取得することが困難なため、代理が業務対応できるような複数体制の構築の実施等、企業に啓発し、働きかけるよう努めます。	企画政策課

### (2) 多様な働き方と子育ての両立支援

仕事と子育てを両立するためには、長時間労働の是正や子育て当事者が希望する柔軟な働き方の実現といった企業の働き方改革を進め、従業員が家事・育児に取り組める時間を確保することが必要です。このため、仕事と子育ての両立に向けて、町全体での気運の醸成を図ります。

### <主な事業・取組>

事業・取組	内容	担当課
仕事と生活の調和のための支援策の推進	現在、時間外労働が慢性化している企業に対し、ワーク・ライフ・バランスに対する企業の理解を深め、取組につながるよう働きかけを行います。子育てしやすい職場環境をつくるため、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識を改革するよう啓発を行い、理解と協力を求めるよう努めます。	企画政策課
仕事と生活の両立応援宣言事業	働きやすい職場づくりのため、企業、事業所の代表者が従業員の仕事と生活の調和を応援する取組内容を宣言する取組の啓発等を行います。	企画政策課

## 基本施策9 こどもと子育てにやさしい社会づくり

少子化は、就業状況や経済的負担感、子育てと仕事の両立など、様々な要因が複雑に絡み合っていることから、社会全体で対策に取り組むことが重要です。

このようなことから、町民、地域、関係団体、企業、行政等が少子化の現状に対する共通認識を持った上で、一体となってこどもと子育てにやさしい社会づくりに取り組むことが必要です。

### (1)町全体で出逢いや子育てを応援する気運の醸成

結婚・子育てなど、希望通りに家族を持つことができ、子育てを楽しみ感じられる国富町の実現に向けて、町全体で出逢いや子育てを応援する気運の醸成に取り組めます。

### <主な事業・取組>

事業・取組	内容	担当課
幼児教育・保育 (再掲) P58 II-4-(2)	教育・保育施設等の関連機関との連携を強化し、幼児期の教育及び保育の内容の充実を図るとともに、多様化するニーズに対応した、保護者が利用しやすくこどもの育ちを大切にサービスを提供します。	福祉課
延長保育事業 一時預かり事業 病後児保育事業 (再掲) P58 II-4-(2)	保護者の多様な就労形態や通勤時間等に対応し、また、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児や、こどもが病後の回復期に自宅での保育が困難な場合等に対応するため、延長保育、一時預かり、病後児保育の充実に努めます。	福祉課

放課後児童健全育成事業 (再掲) P60 Ⅱ-5-(2)	放課後児童クラブの充実を図り、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。従事者の人材確保や人材育成に努めながら障がい児の受入れを推進します。	福祉課
保育料の軽減 (再掲) P64 Ⅲ-7-(1)	保育料は国の基準より低い金額を設定して町独自で軽減を行います。また2人以上入所している場合、国の支援制度とは別に町が独自に第2子保育料の無償化を行います。	福祉課
地域子育て支援センターの充実 (再掲) P65 Ⅲ-7-(2)	地域子育て支援センターを子育て支援のネットワークの拠点として充実し、乳幼児を育てている保護者が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、精神的な安心感を得ながら問題解決への糸口を探す機会の提供や育児相談、親子教室等を行います。育児不安の解消や子育てサークルづくりの手伝いを行う等の活動の強化を図ります。	福祉課
児童手当 (再掲) P64 Ⅲ-7-(1)	児童の健やかな成長に役立てることを目的に、18歳未満の児童を養育する保護者等に手当を支給しています。	福祉課
こどもの医療費の助成 (再掲) P64 Ⅲ-7-(1)	こどもの健康福祉の向上のために、こどもにかかる医療費を中学校卒業まで助成することにより医療を受けやすい環境を整えます。	福祉課
移住・定住支援 (再掲) P63 Ⅱ-6-(2)	移住・定住希望者に、本町で暮らす魅力やニーズに応じた情報をワンストップで提供するなど、きめ細かなサポートを行います。	企画政策課
男女の出逢いを応援する事業 (再掲) P63 Ⅱ-6-(3)	結婚を希望する独身男女の出逢いの場の創出に取り組みます。	企画政策課
結婚新生活支援事業 (再掲) P63 Ⅱ-6-(3)	新婚世帯の町内への定住促進および民間賃貸住宅の活用を図るため、費用の一部を助成します。	福祉課

**第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て  
支援事業の量の見込みと確保方策、  
実施時期**

**(「第3期国富町子ども・子育て支援事業計画」)**

---

## 第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策、実施時期(「第3期国富町子ども・子育て支援事業計画」)

### 1 教育・保育提供区域の設定

#### (1) 教育・保育提供区域の設定について

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は「子ども・子育て支援事業計画」において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

#### <国の区域設定における考え>

- ・地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- ・小学校区単位、中学校区単位、行政区単位、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- ・地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域とすることが基本となる。
- ・教育、保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実情に応じて、区域または事業ごとに設定することができる。

#### (2) 国富町における教育・保育提供区域

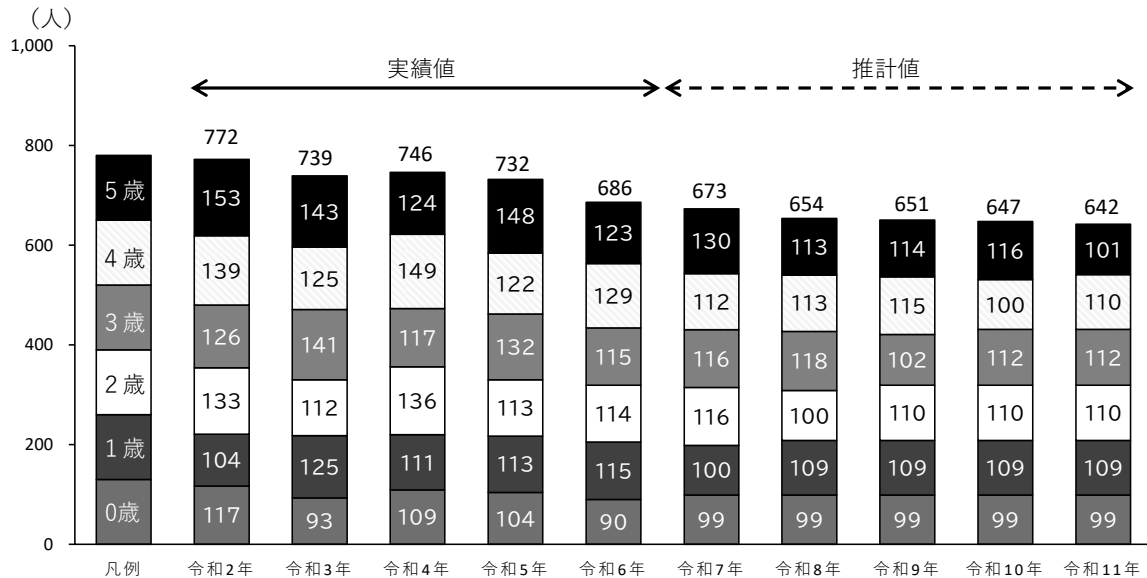
本町の人口規模や地域資源等を勘案すると、町全域を1つのサービス提供区域とすることが利用者及び運営(行政等)側にとって安定的な教育・保育環境の確保につながると考えられるため、「第2期国富町子ども・子育て支援事業計画」に引き続いて、教育・保育提供区域を町全域と設定します。

## 2 人口の見込み

### (1) 就学前児童人口(0～5歳)

本町の就学前児童人口は、令和2年の772人から令和6年には686人と86人減少しています。今後5年間の推計人口は、減少傾向で推移し、計画最終年の令和11年には642人になると推計されています。

就学前児童人口の推移(国富町)

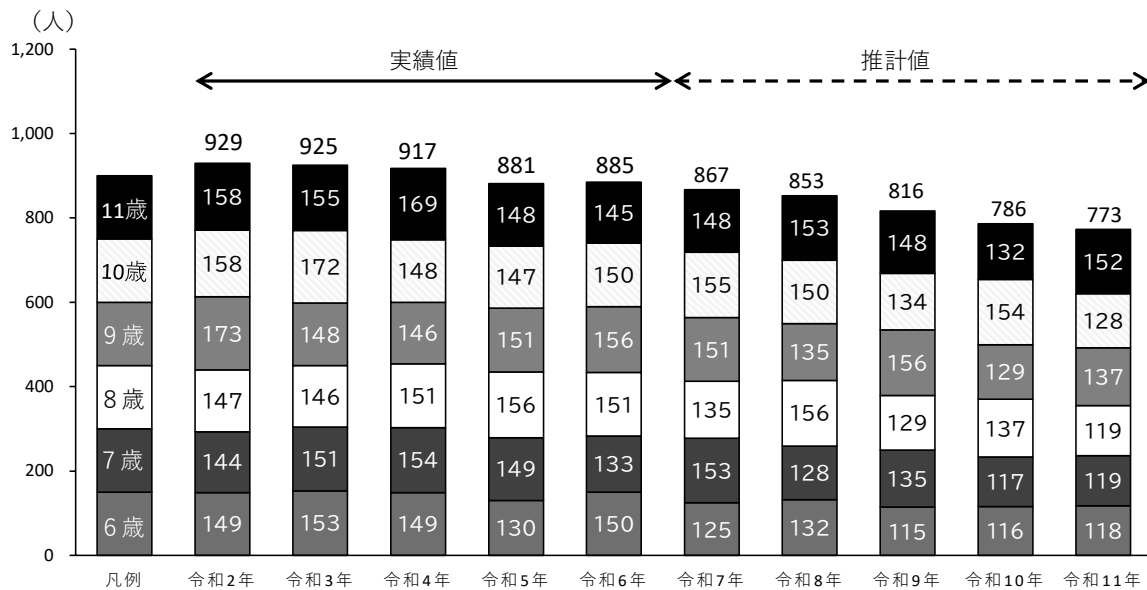


出所:実績…国富町住民基本台帳(4月1日現在)、推計…国立社会保障・人口問題研究所の推計値から算出

### (2) 就学児童人口(6～11歳)

本町の就学児童人口は、令和2年の929人から令和6年には885人と44人減少しています。今後5年間の推計人口は、減少傾向で推移し、計画最終年の令和11年には773人になると推計されています。

就学児童人口の推移(国富町)



出所:実績…国富町住民基本台帳(4月1日現在)、推計…国立社会保障・人口問題研究所の推計値から算出

### 3 各年度における教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期

#### (1) 幼児期の教育・保育の量の見込み

自治体は、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を定めなければなりません。

町内に居住するこどもについて、「現在の教育・保育施設等(幼稚園・保育所・認定こども園等)」の利用状況や「利用希望」を勘案して、以下の区分で設定します。

#### <保育の必要性の認定区分>

【1号認定】 3-5歳 幼児期の学校教育(19条1項1号に該当:教育標準時間認定)

【2号認定】 3-5歳 保育の必要性あり(19条1項2号に該当:満3歳以上・保育認定)

【3号認定】 0-2歳 保育の必要性あり(19条1項3号に該当:満3歳未満・保育認定)

#### ①1号認定の量の見込み・確保方策

1号認定の量の見込み・実績値

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	70人	69人	67人	66人	65人
確保方策	90人	120人	120人	120人	120人

#### ②2号認定の量の見込み・確保方策

2号認定の量の見込み・実績値

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	283人	275人	267人	259人	252人
確保方策	298人	268人	268人	268人	268人

#### ③3号認定(1、2歳児)の量の見込み・確保方策

3号認定(1、2歳児)の量の見込み・実績値

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	209人	211人	212人	213人	214人
確保方策	191人	191人	191人	191人	191人

#### ④3号認定(0歳児)の量の見込み・確保方策

3号認定(0歳児)の量の見込み・実績値

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	23人	21人	19人	17人	16人
確保方策	57人	57人	57人	57人	57人

## 4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期

### (1)利用者支援事業

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

量の見込み及び確保方策

区分	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
確保方策	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

### (2)地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

量の見込み及び確保方策

区分	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	2,133人	2,179人	2,226人	2,274人	2,323人
確保方策	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

### (3)妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

量の見込み及び確保方策

区分	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	104人	99人	94人	89人	84人
確保方策	104人	99人	94人	89人	84人

### (4)乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

量の見込み及び確保方策

区分	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	84人	81人	78人	75人	72人
確保方策	84人	81人	78人	75人	72人

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

量の見込み及び確保方策

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	50人	50人	50人	50人	50人
確保方策	50人	50人	50人	50人	50人

(6) 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

量の見込み及び確保方策

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	0人	0人	0人	0人	0人
確保方策	0人	0人	0人	0人	0人

(7) ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)(就学児のみ)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

量の見込み及び確保方策

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	1人	1人	1人	1人	1人
確保方策	1人	1人	1人	1人	1人

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

① 一時預かり事業(幼稚園型)

量の見込み及び確保方策

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	18,697人	19,050人	19,409人	19,775人	20,148人
確保方策	18,697人	19,050人	19,409人	19,775人	20,148人

- ②一時預かり事業(幼稚園型を除く)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

量の見込み及び確保方策

区分		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
量の見込み		1,068 人	1,216 人	1,385 人	1,578 人	1,797 人
確保方策	一時預かり事業	1,068 人	1,216 人	1,385 人	1,578 人	1,797 人
	子育て援助活動支援事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	子育て短期支援事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(9)延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、認定こども園、保育所において保育を実施します。

量の見込み及び確保方策

区分	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
量の見込み	361 人	370 人	380 人	390 人	401 人
確保方策	361 人	370 人	380 人	390 人	401 人

(10)病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

量の見込み及び確保方策

区分	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
量の見込み	331 人	432 人	563 人	734 人	957 人
確保方策	331 人	432 人	563 人	734 人	957 人

(11)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を提供し児童の健全な育成を図る事業です。

量の見込み及び確保方策

区分		R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	低学年	96人	99人	103人	107人	112人
	高学年	29人	30人	31人	31人	31人
	1年生	60人	62人	65人	68人	72人
	2年生	21人	22人	23人	24人	25人
	3年生	15人	15人	15人	15人	15人
	4年生	15人	15人	15人	15人	15人
	5年生	10人	10人	11人	11人	11人
6年生	4人	5人	5人	5人	5人	
確保方策	低学年	96人	99人	103人	107人	112人
	高学年	29人	30人	31人	31人	31人

(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

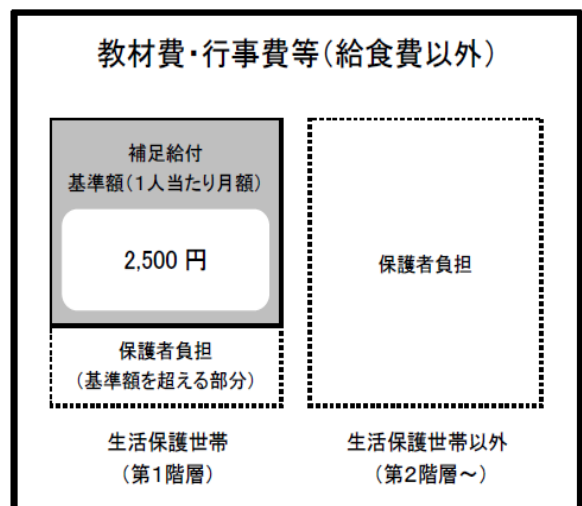
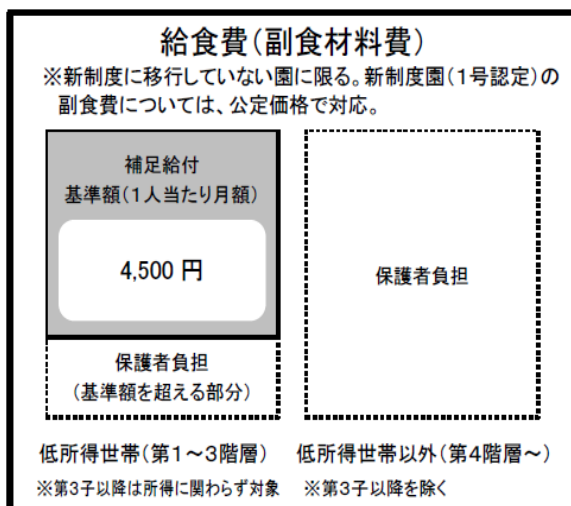
世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業です。

量の見込み及び確保方策

区分	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	1人	1人	1人	1人	1人
確保方策	1人	1人	1人	1人	1人

<事業内容>

認定区分に応じて対応が異なる給食費(副食材料費)と、それ以外の教材費・行事費に分けて費用の一部を補助します。



**(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業**

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業です。

必要に応じて検討していきます。

1 新規参入施設等への巡回支援	
目的	市町村が新規参入事業者に対して、保育士OBなど事業経験のある者を活用した巡回支援等を行うために必要な費用の一部を補助する。
実施主体	市区町村(市区町村が認めた者への委託等も可)
実施要件	対象事業者:保育所、認定こども園、小規模保育事業を始め、地域子ども・子育て支援事業に新規に参入する事業者であって、市町村において支援が必要と認めた事業者。

2 認定こども園特別支援教育・保育経費	
目的	健康面や発達面において特別な支援が必要なこどもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する。
実施主体	市区町村(市区町村が認めた者への委託等も可)
実施要件	対象施設:健康面、発達面において特別な支援が必要なこどもが2人以上在籍する私立認定こども園であって、対象児童の教育・保育を担当する職員を加配する施設。  対象児童:次の要件を満たすと市町村が認める特別な支援が必要なこども (ア)日々通園し、教育・保育における集団活動に参加することが可能であること。 (イ)特別児童扶養手当の支給対象であること、又は健康面、発達面において特別な支援が必要であること。 (ウ)認定こども園の類型に応じたこどもの支給認定区分に該当する者であること。

**(14)妊婦等包括相談支援事業**

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の事業です。

量の見込み及び確保方策

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	183回	178回	173回	168回	163回
確保方策	183回	178回	173回	168回	163回

(15) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

保護者の就労にかかわらず0歳から2歳までの未就園児が保育施設に通える事業です

量の見込み及び確保方策

区分		R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
量の見込み	0歳	3人	3人	3人	3人	3人
	1歳	1人	1人	1人	1人	1人
	2歳	1人	1人	1人	1人	1人
確保方策	0歳	3人	3人	3人	3人	3人
	1歳	1人	1人	1人	1人	1人
	2歳	1人	1人	1人	1人	1人

(16) 産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して、助産師などの専門職が心身のケアや育児サポートを行う事業です。

量の見込み及び確保方策

区分	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
量の見込み	82人	82人	82人	82人	82人
確保方策	82人	82人	82人	82人	82人

(17) 子育て世帯訪問支援事業

18歳未満の子どもを育てる家庭に対し、家事・育児の支援を行う事業です。

量の見込み及び確保方策

区分	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
量の見込み	2人	2人	2人	2人	2人
確保方策	2人	2人	2人	2人	2人

(18) 児童育成支援拠点事業

養育環境に課題を抱える児童やその家庭に対して、生活の場を提供し、多様な課題に応じた支援を行う事業です。

量の見込み及び確保方策

区分	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
量の見込み	3人	3人	3人	3人	3人
確保方策	3人	3人	3人	3人	3人

### (19)親子関係形成支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象とし、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達状況に応じた支援を行う事業です。

量の見込み及び確保方策

区分	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	2人	2人	2人	2人	2人
確保方策	2人	2人	2人	2人	2人

## 5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

### (1)認定こども園の普及に係る考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、子ども・子育て支援新制度では、幼稚園・保育所からの移行が促進させる仕組みとなっています。

現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、施設の意向や職員体制等を勘案しながら、認定こども園に移行する場合には、必要な施設整備の促進や情報提供を行い、認定こども園の普及・促進を図ります。

### (2)質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策

乳幼児期はこどもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い教育・保育や子育て支援を提供するためには、保育教諭等の確保、専門性の向上が不可欠であるため、教育・保育や子育て支援に係る専門職の確保及び資質向上支援に努めます。

### (3)幼児教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続(保・幼・こ・小連携)について

乳幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、学童期や思春期に至るこどもの育ちを確保するため、保育所・幼稚園・認定こども園と小学校との連携強化を図っていきます。

## 6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、預かり保育、一時預かり、認可外保育施設等の利用についても月額上限額内で無償化が行われる「子育てのための施設等利用給付制度」が同時にスタートしました。

施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行うとともに、特定教育・保育施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、県と連携した対応を行うなど、円滑な実施の確保に向けた取組が重要となります。

このことを踏まえ、本町では、子育てのための施設等利用給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、施設等利用給付の公正かつ適正な支給事務に取り組みます。

また、特定教育・保育施設等の確認や公示、指導監督等については、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令等に基づく是正指導等の協力を県との連携や情報共有を図りながら効率的な運用を進めていきます。

## 第6章 計画の推進

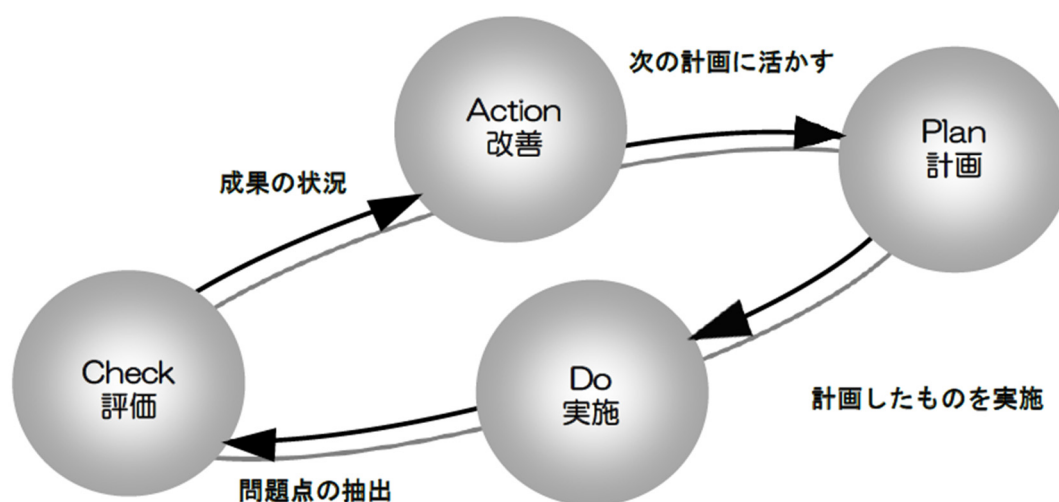
---

## 1 計画の進捗管理・評価方法

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画に基づく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。

計画に基づく「教育・保育の量の見込み・確保方策」、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み・確保方策」、「基本理念に基づく施策」について、進捗状況をPDCAサイクルを用いて庁内で点検するとともに計画の着実な推進を図ります。

また、検証した結果に基づいて施策の見直しを行い、必要に応じて計画を修正していきます。



## 2 関係機関との連携強化

本計画を着実に推進するためには、庁内では、福祉課をはじめ、関係各課が連携して横断的に施策に取り組むことが必要です。さらに、家庭、地域、事業者、各種団体・機関、行政等がそれぞれの役割を理解し、相互に連携を図りながら取り組みます。

# 資料編

---

# 1 国富町子ども・子育て会議設置要綱

## (設 置)

第1条 子ども・子育て支援に関し、ニーズに即して効果的に事業を実施するにあたり、関係者等から広く意見を聴取するため、国富町子ども・子育て会議（以下、「会議」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について調査・審議する。

- (1) 国富町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の推進及び実施状況に関すること。
- (3) 国富町次世代育成支援後期行動計画の評価に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育てに関すること。

## (組 織)

第3条 会議は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 関係団体の職員
- (4) 町の職員
- (5) その他町長が必要と認める者

## (任 期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

## (会 議)

第6条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

## (庶 務)

第7条 会議の庶務は、福祉課において処理する。

## (補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成26年2月18日から施行する。

## 2 国富町子ども・子育て会議委員名簿

### 委員

No.	関係機関等	職名等	氏名	備考
1	国富町議会	総務厚生常任委員長	近藤 智子	副会長
2	宮崎県 中央児童相談所	所 長	松田 正宏	
3	宮崎県 中央保健所	所 長	瀧口 俊一	
4	国富町民生委員児童委員協議会	主任児童委員	大南 道生	
5	国富町小・中学校校長会	会 長	尾崎 正朗	
6	国富町PTA連絡協議会	会 長	宮永 裕之	
7	町内保育園（所）長の会	代 表	川越 宏樹	
8	町内保育園（所）の保護者	代 表	西 奈穂	
9	児童館の保護者	児童クラブ父母代表	三松 留美	
10	子育て支援センター利用者	代 表	畑中 みほ	
11	国富町	副町長	横山 秀樹	会 長
12	国富町 保健介護課	課 長	横山 香代	
13	国富町 教育総務課	課 長	三好 秀敏	

### 事務局

1	国富町 福祉課	課 長	矢野 一弘	
2	国富町 福祉課	児童福祉係長	馬登 淳	
3	国富町 福祉課	副主幹	野田 高志	
4	国富町 保健介護課	保健師	長倉 千恵	
5	国富町 教育総務課	教育対策監	川添 卓哉	